

平成17年各会計定例監査  
(平成16年度執行分)報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成17年各会計定例監査（平成16年度執行分）の結果に関する報告を  
次のとおり提出する。

平成17年9月16日

東京都監査委員	樺	山	たかし
同	土	屋	たかゆき
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇

# 目 次

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果(各局別)	10
総務局	10
財務局	12
主税局	13
生活文化局	18
都市整備局	22
環境局	25
福祉保健局	27
病院経営本部	29
産業労働局	35
中央卸売市場	38
建設局	42
港湾局	46
東京消防庁	48
交通局	49
水道局	52
下水道局	56
教育庁	59
警視庁	66
収用委員会事務局	69
<別表1>実地監査期間一覧	70
<別表2>監査実施箇所一覧	71

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

定例監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、都の事務や事業が、法令等に則って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどについて実施する監査である。

### 2 監査期間

平成17年1月14日（金）から同年9月7日（水）まで  
（詳細は、別表1「実地監査期間一覧」（p.70）のとおり）

### 3 監査対象局

監査対象局は、知事部局、公営企業局、行政委員会事務局等の全28局であり、監査実施状況は表1のとおりである。

（表1）監査実施状況

区 分	監査対象箇所数	監査実施箇所数	実 施 率
本 庁	131部	131部	100%
事 業 所	788所	368所	47%
計	919	499	54%

なお、実地監査を行った本庁及び事業所は、別表2「監査実施箇所一覧」（p.71）のとおりである。

### 4 監査対象範囲

平成16年度の各局等における予算の執行、財産の管理等を対象に実施した。

### 5 監査の観点

合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を行った。

- ・ 合規性の観点 … 法令等に従って行われているか
- ・ 経済性の観点 … ムダな経費をかけていないか
- ・ 効率性の観点 … より成果のあがる方法はないか
- ・ 有効性の観点 … 目的にかなっているか

## 6 監査結果の概要

### (1) 総括

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものが認められたので、表2のとおり、19局に対し、54件の指摘及び8件の意見・要望を行った。詳細は「第2 監査の結果（各局別）」のとおりである。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、平成16年度の都の事務や事業は、概ね適正に行われている。

なお、表3に掲げる局については、特に指摘する事項等はなかった。

(表2) 局別指摘事項等一覧

(単位：件)

	指 摘 事 項				意見・要望 事項	掲 載 ページ
	歳 入 (収入)	歳 出 (支出)	その他	計		
総 務 局		1		1	1	10
財 務 局		1 (1)		1 (1)		12
主 税 局	5 (1)			5 (1)		13
生活文化局	2	1	1 (1)	4 (1)		18
都市整備局		1	3	4		22
環 境 局		2		2	1 (1)	25
福祉保健局	1	1		2	1	27
病院経営本部	2	1	1	4	1 (1)	29
産業労働局		1	2	3	1 (1)	35
中央卸売市場	1	1	1	3		38
建 設 局	1	1	2 (1)	4 (1)		42
港 湾 局		1		1	1 (1)	46
東京消防庁		1		1		48
交 通 局	3 (1)			3 (1)		49
水 道 局	1		3 (1)	4 (1)		52
下 水 道 局		2		2	1	56
教 育 庁	1	4	2	7		59
警 視 庁		2	1	3		66
収用委員会事務局					1 (1)	69
合 計	17 (2)	21 (1)	16 (3)	54 (6)	8 (5)	

(注) 1 指摘事項 … 是正・改善を求めるもの

意見・要望事項 … 改善について検討を求めるもの

2 ( ) 書きは、後述する局別重点監査事業（事項）に係るものであり、内数である。

(表3) 指摘事項及び意見・要望事項のない局

知事本局、大学管理本部、新銀行設立本部、出納長室、選挙管理委員会事務局、  
人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会局

## (2) 主な指摘事項及び意見・要望事項（要旨）

### 指摘事項

- 使用されていないエスカレータの取扱いについて見直しを行うべきもの  
[財務局]〈局別重点監査事業（事項）〉（p. 12）

エスカレータの保守には、建築基準法に基づき、年1回必ず行わなければならない点検と、1か月及び3か月ごとに機能を良好に保つために行う点検とがある。

ところで、議会棟にあるエスカレータ2台については、平成5年度に省エネルギー対策として稼働を停止して以来、現在まで一度しか稼働していない。

しかしながら、建築保全部では、年1回の法定点検のほかに、1か月及び3か月ごとに点検を行うなど、通年稼働のエスカレータと同様の保守業務を行っている。[経済性]

- 土地の用途に応じ課税を適正に行うべきもの [主税局]（p. 15）

高架道路下の土地については、その土地を道路以外の用途に供している場合は、固定資産税・都市計画税を課税することとされているが、江東都税事務所では、月極駐車場として使用されている高架道路下の土地に係る両税を、誤って非課税としている。

その結果、約214万円が課税漏れとなっている。[合規性]

- 有償刊行物の在庫管理を適切に行うべきもの  
[生活文化局]〈局別重点監査事業（事項）〉（p. 20）

広報広聴部では、都の各局が編集発行した都政刊行物のうち、特に需要の多いものを増刷して販売しており、毎月、棚卸しを実施し、現物数を把握している。

ところで、この有償刊行物について、販売管理システムで管理している在庫数と棚卸しによる現物数とを照合したところ、差異が生じていた。

これは、部が管理在庫数と現物数との照合を行っていなかったためである。

部は、管理在庫数を基本として棚卸しを行い、管理在庫数と現物数とを照合して、販売管理システムを有効に機能させる必要がある。[有効性]

○ 診療報酬の請求を適切に行うべきもの [病院経営本部] (p. 29)

各病院における診療報酬の請求等に係る事務処理を見たところ、次のとおり、是正・改善を要する事例が見受けられた。

ア 駒込病院、神経病院、八王子小児病院及び梅ヶ丘病院では、カルテの病名等に記載不備があるため、診療報酬を請求していないものがあった。

イ 府中病院及び清瀬小児病院では、社会保険診療報酬支払基金等から返戻されたレセプトの不備を補正せず、長期間にわたり未請求になっているものがあった。

ウ 駒込病院、清瀬小児病院及び梅ヶ丘病院では、審査機関で減額査定された診療報酬について、再審査請求することが保険診療委員会で決定されているにもかかわらず、長期間にわたり再審査請求をしていないものがあった。 [合規性]

○ 単価契約における発注件数等について、チェック体制の整備を図るべきもの [東京消防庁] (p. 48)

総務部で締結している、住民税決定通知書外18種類の帳票のデータ入力委託契約（単価契約）について見たところ、

① 入力する帳票のデータ数を予定件数で発注しており、実際に業者に渡した数量の確認を行っていない。

② 毎回の納品時に添付される伝票の件数と、これらをまとめて月末の請求時に提出される納品書の件数とが相違しており、適切な履行確認が行われていない。

このため、納品書の記載間違いに気づかないまま支出が行われている事例が認められた。 [合規性]

○ メータクロスが発生状況などの情報を的確に把握し、効果的な防止策を講じるべきもの [水道局] (p. 55)

集合住宅など、同一箇所に複数の給水管がある場合等において、メータ取付け時に、メータを取り違えて取り付けるメータクロスが発生すると、利用者の信頼を損なうばかりでなく、営業所では、料金差額の徴収及び還付に係る利用者との調整に多大な人員及び時間を要するなど、多くの問題が生じる。

しかしながら、水道局では、営業所から、メータ引換工事等を所管する支所に、メータクロスが発生状況を伝達する仕組みがなく、そのため、発生状況を踏まえた業者への指導など、具体的な防止策をとることができない。 [有効性]

○ パソコン教室について

ア 保守料金の積算を適正に行うべきもの

イ 集団学習装置の更新を適切に行うべきもの [教育庁] (p. 60)

ア 学務部では、パソコン教室の集団学習装置の保守料金について、これをリース料金とは別に積算すべきところ、リース料金に含めて積算している結果、1教室当たり約83万円が過大積算となっている。 [合規性]

イ 集団学習装置の機器等のうち、机・プリンター台・椅子・フリーアクセスフロアは、リース期間終了後も継続して利用できるにもかかわらず、学務部は、集団学習装置の更新に当たり、これらについても撤去・新設を行っている。

その結果、購入により更新した学校では1教室当たり約485万円、リースにより更新した学校では1教室当たり約620万円が不経済支出となっている。 [経済性]

意見・要望事項

○ 船客待合所における適切な清掃委託について検討すべきもの

[総務局] (p. 11)

大島支庁では、元町港及び岡田港の船客待合所の清掃を、業務委託により実施しており、トイレは2港とも毎日、窓ガラスは2港とも月1回、待合所は、元町港が毎日(365日)、岡田港が隔日(214日)で清掃を行っている。

ところで、大島支庁では、①平成16年度における船の就航状況は、在来船、高速ジェット船とも、岡田港の方が元町港より多い、②来島者は、平成6年度に対し、平成16年度は17万9,250人(40.2%)減少している、という状況変化があるにもかかわらず、平成6年度以降、十年余にわたり清掃委託の見直しを行っていない。 [有効性]

○ 自然保護条例に基づく屋上等緑化の維持管理状況の把握に努めるべきもの

[環境局]〈局別重点監査事業(事項)〉(p. 25)

敷地面積1,000㎡以上の民間施設等の新築や増改築等を行おうとする者は、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づいて、地上部及び建築物上の緑化についての計画書を都に届け出なければならず、緑化が完了したときは、緑地の適切な維持管理に努めなければならないとされている。



ところで、市街地における屋上等緑化による貴重な緑地を保持していくためには、緑化完了後の緑地の状況を把握しておく必要があるが、環境局では、平成14年12月に航空写真により調査したことに止まっており、維持管理状況を十分に把握していない。 [有効性]

○ 未処分地の有効活用を検討すべきもの

[港湾局]〈局別重点監査事業（事項）〉（p. 46）

東京港防災事務所が、来客者用駐車場として使用している土地（1,225㎡）は、事務所に隣接しているため、国への一時貸付が終了した平成6年度以降、駐車場として使用しているものである。

しかしながら、この土地は、臨海開発部所管の売却等予定地（未処分地）であり、同事務所敷地内には、既に来客者用の駐車スペースが十分確保されているため、未処分地を使用する必要性は認められない。

この未処分地は、最寄り駅から徒歩5分の好立地にあることから、有効活用することが望ましい。 [効率性]

### （3）局別重点監査事業（事項）

監査を効率的、効果的に実施するために、今回の監査では、表4のとおり、局ごとに重点監査事業（事項）を設定し検証した。その結果、11事業（事項）について、指摘又は意見・要望を行った。（内訳は表2、主なものは「（2）主な指摘事項及び意見・要望事項（要旨）」を参照）

(表4) 局別重点監査事業(事項)

局名	事業(事項)名
知事本局	・負担金、補助金及び分担金の支出
総務局	・防災無線の整備及び維持管理
大学管理本部	・資産管理
財務局	・庁舎管理(本庁舎)
主税局	・固定資産税・都市計画税における減免事務
生活文化局	・東京都の広報広聴
都市整備局	・都営住宅管理業務委託 ・屋外広告物の許可 ・用地の管理
環境局	・屋上緑化
福祉保健局	・社会福祉法人の指導検査 ・看護職員確保対策(定着対策事業、再就職事業)
病院経営本部	・高額医療機器の活用
産業労働局	・有害化学物質等の管理 ・観光受入体制の整備
中央卸売市場	・建設改良事業 ・施設の維持管理
建設局	・霊園の管理運営 ・都立公園等の行政財産占用許可状況等
港湾局	・津波、高潮等防護のための海岸保全施設の建設管理運営 ・埋立地(未処分地)の活用及び未利用地の維持管理
東京消防庁	・火災予防査察
交通局	・高速電車事業の運輸収益における現金管理
水道局	・水源林の管理 ・PR館の運営
下水道局	・PR館の運営
教育庁	・文化財の保護管理
警視庁	・非常用備蓄食糧
収用委員会事務局ほか6局 (※)	・一般需用費の執行 〔※ほか6局：新銀行設立本部、出納長室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局〕
議会局	・都議会広報事務

(注) **ゴシック体**で表記した局及び事業(事項)が、指摘又は意見・要望を行ったものである。

#### (4) 特命随意契約

特命随意契約は、競争入札を行わず、相手を特定して行う契約であり、地方自治法上、例外的な契約方法である。

この特命随意契約が適正に行われているかについては、平成16年行政監査で、本庁締結分を対象に、1,888件(総額約1,708億円)を監査した。

その結果、個別の事案について、合計で24件の指摘及び意見・要望を行った。

さらに、総括的な意見として、特命随意契約は、競争入札と異なり、価格の妥当性が検証されにくく、事務処理が安易になりやすいという問題があり、職員のコスト意識の醸成や、組織的なチェック機能の確保が不可欠であるとして、改善を求めた。

この監査結果を踏まえ、都では、特命随意契約全般の事務処理手続についての自己点検を行い、不適切なものについての改善を図ることとした。(平成17年4月財務局通知)

監査委員としても、特命随意契約が適正に行われているかについて、引き続き検証することとし、今回は、平成16年行政監査で対象としなかった事業所における契約で、金額の大きいものを中心に、表5のとおり、1,796件（総額約309億円）を監査した。主な着眼点は、表6のとおりである。

(表5) 監査を実施した特命随意契約の内訳

局名	件数(件)	金額(百万円)
知事本局	36	71
総務局	22	143
大学管理本部	63	914
財務局	34	856
主税局	86	1,894
都市整備局	12	78
環境局	102	2,489
福祉保健局	261	2,724
病院経営本部	158	2,463
産業労働局	17	83
新銀行設立本部	4	4
港湾局	151	4,631
出納長室	49	1,446
交通局	287	6,412
教育庁	394	4,088
警視庁	101	2,200
議会局	19	488
合計	1,796	30,993

(表6) 主な着眼点

○ 特命理由について <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争が可能であるものはないか</li> <li>・当初の条件が変化したにもかかわらず、見直しを行わないまま、長期にわたって継続して特命していないか</li> </ul>
○ 積算について <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考に徴した見積書を十分にチェックしているか</li> <li>・同種業務の積算単価に相違がないか</li> </ul>

監査の結果、一部に、同等の業務を履行できる業者が他に存在するにもかかわらず、特命随意契約を継続しているものなど、問題のある事例が10件見受けられたが、いずれも平成17年度契約で改善されていたり、現在改善に向けた取組みがなされていることが認められた。

## (5) 事務処理のチェック体制

事務処理は、法令等に則って、適正に行われなければならない。そのため、事務処理をチェックする組織的な仕組み（チェック体制）が重要となる。

今回の監査では、指摘又は意見・要望を行った全62件について、このチェック体制の観点から、分類整理した。その結果、表7のとおり、チェック体制が十分に機能していないために、基本的な事務処理のミスが見過ごされたり、状況変化に対応した見直しが行われぬまま前例が踏襲されたりして、不適正・不適切な事務処理となっているものが大半であった。

(表7) 指摘事項等におけるチェック体制の状況

区 分	件数	主 な 内 容
<b>チェック体制が十分に機能していないもの</b>	<b>57</b>	—
基本的な事務処理のミスが見過ごされているもの	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約台帳の記載漏れや契約書類の押印漏れが是正されず放置されているもの</li> <li>・ 所内連絡の不備により手続が行われていないもの</li> </ul>
状況変化に対応した見直しが行われぬまま前例が踏襲されているもの	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況が変化しているのに、10年以上も業務の見直しを行っていないもの</li> <li>・ 現状では、継続的施設として設置許可すべきところ、一時的な占用として許可を毎年繰り返しているもの</li> </ul>
<b>有効なチェック体制の整備がなされていないもの</b>	<b>3</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劇物の管理に係る取扱基準がないもの</li> <li>・ 関係部署間の連携がなく、収入金の過不足が発生する原因が究明できない状況となっているもの</li> </ul>
その他	2	—
合 計	62	—

これらの主な要因としては、担当者に任せきりになっている、チェックがおざなりになっているなど組織上の問題や、コスト意識を持って不断に業務を見直すという姿勢に欠ける点などが挙げられる。

このため、各部署にあっては、職員や職場の意識改革はもとより、チェック体制の自己点検など、職場の実情に合わせた有効な対策を講じる必要がある。

## 第2 監査の結果（各局別）

### 総 務 局

#### 1 指 摘 事 項

（歳 出）

##### （1）契約事務手続を適正に行うべきもの

大島支庁は、「大島園地施設浄化槽保守点検ほか清掃委託」（園地面積：9万300㎡）の契約に当たって、園地を北部地区と南部地区とに分けて、2件の契約で行うこととし、それぞれについて予定価格を積算している（北部地区の予定価格：283万7,100円、南部地区の予定価格：181万410円）。

北部地区及び南部地区で設置している浄化槽のうち、同一の形状である合併処理浄化槽について、その予定価格を見たところ、表1のとおり、単価の設定が同一でないことが認められた。

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第13条第2項によると、予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならないとしている。

しかしながら、支庁は、予定価格の設定を、規則によらず、それぞれの受託業者が所有している単価をそのまま用いて行っている。

支庁は、契約事務手続を適正に行われたい。

（大島支庁）

（表1）合併処理浄化槽に係る予定価格の設定状況

（単位：円）

内 容	北 部 地 区			南 部 地 区		
	単価	数量	金額	単価	数量	金額
現 場 理 化 学 試 験	4,270	26	111,020	4,400	26	114,000
機 器 機 能 点 検	3,120	26	81,120	3,210	26	83,460
空 気 等 水 質 調 整	4,170	26	108,420	4,300	26	111,800
オイルグリス交換	7,900	4	31,600	8,160	4	32,640
塩 素 減 菌 剤	15,100	26	392,600	9,600	26	249,600
汚泥濃縮貯留槽抜取	51,400	9	462,600	63,000	9	567,000
計	—	—	1,187,360	—	—	1,158,500

2 意見・要望事項

(その他)

(1) 船客待合所における適切な清掃委託について検討すべきもの

大島支庁は、管内の各島に設置している船客待合所の清掃（トイレ、窓ガラス、待合所）を業務委託により行っている。このうち、元町港及び岡田港の清掃状況について見たところ、表2のとおり、トイレは2港とも毎日、窓ガラスは2港とも月1回、待合所は、元町港が毎日（365日）、岡田港が隔日（214日）で実施している。

ところで、各船客待合所における船の就航状況等について調査したところ、次のような事実が認められた。

- ① 平成16年度における船の就航状況については、在来船（元町港：117便、岡田港：398便）、高速ジェット船（元町港：907便、岡田港：1,044便）とも、岡田港の方が、元町港より多くなっている。
- ② 来島者の状況については、平成6年度（現在の元町船客待合所の供用開始年度）の44万5,835人に対し、平成16年度は26万6,585人と、17万9,250人（40.2%）減少している。

このような状況変化があるにもかかわらず、支庁では、平成6年度以降、十年余にわたり、清掃委託の見直しを行っていない。

支庁は、船の就航状況や来島者数、船客待合所の利用状況を調査するなどし、各島の船客待合所における適切な清掃委託について検討されたい。

(大島支庁)

(注1) 在来船とは、竹芝を夜出航する従来からの大型客船である。

(注2) 毎日清掃は365日、隔日清掃は214日で設定している。

(表2) 平成16年度各船客待合所における清掃の実施状況等 (単位：回、㎡、千円)

区 分	元町港船客待合所		岡田港船客待合所	
	実施回数 面 積	契約金額	実施回数 面 積	契約金額
ト イ レ	365	1,673	365	1,051
	76.4		48.0	
窓 ガ ラ ス	12	459	12	39
	425.7		36.0	
待 合 所	365	5,250	214	1,213
	958.9		378.0	
消 費 税	—	369	—	115
計	—	7,751	—	2,418

財 務 局

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) 使用されていないエスカレータの取扱いについて見直しを行うべきもの

建築保全部は、本庁舎に設置された総数18台の昇降用エスカレータの保守を委託契約により行っている。

エスカレータの保守は、建築基準法に基づき、年1回必ず行わなければならない点検と、1か月及び3か月ごとに機能を良好に保つために行う点検とがある。

ところで、議会棟北・南側にある昇降用エスカレータ2台(1～2階)については、平成5年度に省エネルギー対策として稼働を停止して以来、過去の記録で確認し得る限り、平成14年度に記念式典(都議会開設60周年)のために1回稼働したのみである。

しかしながら、その保守業務について見ると、表1のとおり、年1回の法定点検のほかに、1か月及び3か月ごとに点検を行うなど、通年稼働のエスカレータと同様の保守を行っている。

部は、十数年間ほとんど使用されていないエスカレータの取扱いについて、今後の利用見通しや経済性等を総合的に勘案し、見直しを行われたい。

( 建築保全部 )

(表1) 休止エスカレータの保守委託

(単位：円)

設置場所	台数	点検単価 (種類)	点検回数	計
議会棟 (1～2階)	2台	57,500 (1か月点検)	12回	1,380,000
		34,000 (3か月点検)	4回	272,000
		49,000 (1年点検)	1回	98,000
		14,000 (定期検査費)	1回	28,000
計				1,778,000

(注) 金額に消費税は含まれない。

## 主 税 局

### 1 指 摘 事 項

(都 税)

#### (1) 固定資産税・都市計画税の減免処理を適正に行うべきもの

固定資産税・都市計画税の減免については、東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。)第134条第1項及び第188条の30の規定に基づき処理を行っているが、次のとおり不適正な例が認められた。

ア 豊島都税事務所は、豊島区南池袋のA町会が、平成14年6月17日にB所有の南池袋の高架道路下の土地に新築した倉庫46.84㎡及びその敷地44㎡について、町会所有の用具等の保管場所及び防災資機材置場に使用されているとして、条例第134条第1項第2号により、公益のために直接専用する固定資産として、固定資産税・都市計画税の減免を行っている。

しかしながら、当該倉庫及び敷地に係る両税の減免処理について見たところ、倉庫については、減免申請書の提出に基づき減免が行われているものの、敷地については、減免申請書の提出がなく、現地調査等による要件の確認だけで減免が行われている。

イ 江戸川都税事務所は、固定資産税・都市計画税に関する適切な事務処理を目的として、平成15年度から3か年計画で、両税の継続減免対象となっている資産について全件調査を行っている。

平成15年度に行った調査結果について監査したところ、所は、江戸川区一之江のC所有の町会事務所及び倉庫(平成3年8月新築)について、固定資産税減免申請書を、平成15年9月22日に提出させている。また、全件調査により、一之江のD所有の公衆浴場の増築部分を発見している。

両方の建物とも未評価であったことから、調査担当の固定資産税課課税係から固定資産評価課家屋評価係に対して当該減免対象家屋の評価を平成16年2月に依頼している。

しかしながら、監査日(平成17.5.24)現在、両方の建物とも評価が行われておらず、両税の課税・減免の手続も行われていない。

ウ 江戸川都税事務所は、平成14年9月17日に、江戸川区北葛西のE幼稚園の園長Fから、個人所有の幼稚園の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の減免申請書の提出を受けている。

所では、当該申請書を受理した固定資産税課課税係において土地及び家屋に対する減免処理を行ったものの、同係が償却資産を担当する固定資産評価課償却資産係への連絡を行わなかったことから、監査日(平成17.5.24)現在、Fの減免申請のうち、償却資産に関する調査、課税・減免の手続が行われていない。

所は、固定資産税・都市計画税の減免処理を適正に行われたい。



( 豊島都税事務所 )

( 江戸川都税事務所 )

( 都 税 )

(2) 個人事業税の課税を適正に行うべきもの

個人事業税は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の2に規定されている事業（71業種）を行っている個人を対象として、前年の所得を課税標準として課税することとされているが、当該税目の課税状況について見たところ、次のとおり不適正な例が認められた。

ア 江戸川都税事務所は、不動産貸付業と駐車場業を併せて行っているGに対し、両事業を個人事業税の課税対象と認定し、課税標準額を算定している。

ところで、いわゆる青空駐車場について、駐車場業として課税対象となるのは、10台以上駐車可能な場合であるが、個人事業税に係るGの所得税確定申告書及び付属資料を調査したところ、本件における駐車可能な台数は5台であり、課税対象外と認定すべきものであることが判明した。

しかしながら、所では、当該所得を合算して課税標準額を算定していることから、表1のとおり、個人事業税8,400円が課税超過となっている。

イ 大田都税事務所は、不動産貸付業を営むHに対し、不動産貸付の他に駐車場貸付の事業で得た収入額48万円を合算して課税している。

しかしながら、本件における駐車場はいわゆる青空駐車場であり、また、駐車可能な台数は2台であるため、個人事業税の課税対象外と認定すべきところ、駐車場業としての所得を控除せずに、すべて不動産貸付業の所得として課税していることから、表2のとおり、個人事業税1万7,500円が課税超過となっている。

所は、個人事業税の課税を適正に行われたい。

( 江戸川都税事務所 )

( 大田都税事務所 )

(表1) Gの税額算定正誤表

(単位：円)

区 分	正	誤	差
総所得金額	6,532,621	6,532,621	0
所得金額	課税額	6,532,621	△ 168,542
	課税対象外	168,542	168,542
事業主控除	2,900,000	2,900,000	0
課税標準額	3,464,000	3,632,000	△ 168,000
税額(5%)	173,200	181,600	△ 8,400

(表2) Hの税額算定正誤表

(単位：円)

区 分	正	誤	差
総所得金額	9,176,256	9,176,256	0
所得金額	課税額	9,176,256	△ 349,616
	課税対象外	※ 349,616	349,616
事業主控除	2,900,000	2,900,000	0
課税標準額	5,926,000	6,276,000	△ 350,000
税額(5%)	296,300	313,800	△ 17,500

※ 課税対象外所得金額 349,616 円は、駐車場収入 480,000 円から、これに要した経費 130,384 円を差し引いたものである。

(都 税)

## (3) 土地の用途に応じ課税を適正に行うべきもの

高架道路下の土地については、当該土地を積極的に道路以外の用途に供している場合は、固定資産税・都市計画税を非課税としないこととしている（「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱について（通達）」（平成15年12月25日15主資固発第172号）第2章第4節、第2「非課税の範囲」14、(3)）。

江東都税事務所は、Iが高架道路下に所有する江東区木場の土地2筆（1,445㎡のうち280㎡及び1,426㎡のうち280㎡）について非課税としているが、これらの土地は、平成12年6月1日以降、月極駐車場として使用されており、表3のとおり、固定資産税・都市計画税214万1,200円が課税漏れとなっている。

所は、土地の用途に応じ、課税を適正に行われたい。

(江東都税事務所)

(表3) 課税漏れの状況調

(単位：円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	計
595,100	537,700	505,000	503,400	2,141,200

(都 税)

## (4) 財産調査を適切に行うべきもの

都税に滞納があった場合は、滞納者に催告書を送付するほか、各種交渉・調査等を経て、状況に応じ滞納者の財産を差し押えるなど、滞納整理事務を行うこととしている。

ただし、法第15条の7第1項により、滞納処分をすることのできる財産がないとき等の理由が存する場合には、滞納処分の執行を停止することができることとされている。

立川都税事務所では、平成14年度の不動産取得税39万7,900円を滞納している不動産業者Jに係る滞納整理状況について、表4のとおり、平成15年6月12日に催告書を送付したが、預金調査依頼、現地調査及び電話加入権の調査については、催告書送付後8か月以上を経過した平成16年2月25日以降になって行っている。

不動産業者が都税を滞納し、当該不動産業者が加盟する社団法人に弁済業務保証金分担金を納付している場合には、これに対して差押えを行うことができるが、本件において社団法人に対する調査が行われたのは、現地調査からさらに5か月以上を経過した同年8月4日であり、この間、同年4月6日には、他の債権者Kにより当該弁済業務保証金分担金の全額(60万円)について先行差押えが行われていた。

これらから、所は、実効性ある財産は発見できないとして、同年9月22日に本件滞納処分の執行を停止していることが確認されたが、本件を執行停止することになった原因は、財産調査の遅れ、特に、弁済業務保証金分担金の調査が遅れたことにあると言える。

所は、滞納者の財産に係る調査を適切に行われたい。

(立川都税事務所)

(表4) 滞納処理事務に係る経過

年 月 日	経 過
平成15年6月12日	催告書を送付(納付期限:平成15年6月23日)
—	6月23日付商業登記簿謄本あり。
平成16年2月25日	預金調査を近傍金融機関に調査依頼(5機関より回答受領:2/26~3/19)
	八王子市に住民税調査依頼(回答受領:3月12日)
2月26日	現地調査
3月2日	電話加入権調査依頼(回答受領:3月9日)
4月6日	弁済業務保証金分担金を他の債権者Kが先行差押え
8月4日	弁済業務保証金分担金について社団法人に調査依頼(回答受領:8月6日)
9月22日	滞納処分の執行を停止

(注) 当初の納付期限は平成15年3月31日

(都 税)

(5) 徴収部門と課税部門の連絡を適切に行うべきもの

法第343条第2項によると、固定資産課税台帳に所有者として登録されている個人が賦課期日前に死亡していることが判明した場合は、「現に所有している者」を調査の上、所有者として課税台帳に登録するとしている。課税及び滞納処分を適切に処理するには、死亡の事実に基づき、徴収部門から課税部門に連絡し、賦課替を行わなければならない。

ところで、平成16年度の滞納処分停止事務について見たところ、豊島都税事務所では、Lに係る平成16年度1期分の固定資産税・都市計画税1万4,900円について、本人死亡、無財産という事由で、滞納処分の執行停止として処理していた。

また、Lに係る平成14年度課税分について、平成15年2月に同様の事由で滞納処分の停止を決定し、平成15年度課税分についても関連停止を行っていることが認められた(12万4,500円(関連停止分含む))。

しかしながら、Lは、平成8年6月15日に死亡しており、所の滞納整理部門では、その事実を平成14年10月の時点で把握していたにもかかわらず、課税部門に賦課替の依頼をしていなかったことは適切でない。

所は、死亡の把握をした時点で賦課替の事務処理が適切に行われるよう、所内の連絡を密にされたい。

(豊島都税事務所)

## 生活文化局

### 1 指摘事項

(歳入)

#### (1) 補助金返還に係る事務手続を適正かつ速やかに行うべきもの

私学部は、過去に私立学校に対して交付した補助金について、表1のとおり、私立学校14団体から補助金を一部返還する旨の通知文書(以下「通知文書」という。)を受け取っている。通知文書を受け取った後、部では、これら14団体に関わる事実関係を調査し返還させる金額を確定して、補助金の一部返還を求める起案をすべて一括して平成16年12月に行い、補助金返還が完了したのは翌年1月26日であった。

ところで、通知文書の発行日を見ると、早いものは平成16年8月・9月に発行されているものもあり、速やかに返還手続を取るべきところ、すべて一括して処理したため、遅滞している状況が見受けられることは適切でない。

また、東京都文書管理規則(平成11年規則第237号)によれば、通知文書のような歳入の原因となる重要な文書を受け取ったときは、文書の余白に収受印を押し、文書総合管理システム等に必要事項を記録することとなっているにもかかわらず、通知文書についてはこれらの手続が全く行われていない。このため、通知文書を収受(注)した日付が不明な状況となっていることは適正でない。

部は、補助金返還に係る事務手続を速やかに行うとともに、東京都文書管理規則の規定に基づくそれぞれの事務分担とチェック体制を全うすることにより、適正な事務手続を行われたい。

(私学部)

(注) 収受とは、文書がその組織に到達したことを確認して受け取る行為をいう。

(表1) 学校法人からの補助金一部返還通知文書一覧

学校法人名	学校法人から東京都への通知文書発行日	返還金額 (円)
A	平成16年 9月21日	90,000
B	平成16年10月 5日	1,200,000
C	平成16年10月15日	23,000
D	平成16年10月18日	2,774,600
E	平成16年10月26日	3,090,000
F	平成16年10月14日	45,000
G	平成16年 9月14日	136,000
H	平成16年10月25日 及び平成16年12月 7日	9,318,300
I	平成16年 8月 9日	3,000
J	平成16年 9月14日	10,900
K	平成16年12月 9日	6,708,300
L	平成16年 8月31日	2,727,400
M	平成16年 8月30日	1,610,100
N	平成16年 8月 3日	855,000
合 計		28,591,600

## (歳入)

## (2) 歳入の取扱いを適正に行うべきもの

文化振興部は、文化活動への都施設の開放事業として、新進・若手の演劇団体に対し、都施設の空きスペースを演劇の公演のための練習場所として提供する事業を平成16年度から実施している。この事業は、生活文化局が所管局から都施設の空きスペースを有償で借り受けて、低廉な費用と光熱費の実費負担のみで、練習場として提供するものである。

ところで、演劇団体からの歳入の取扱いについてみたところ、部は、平成16年4月に当該年度の使用団体を公募のうえ決定し、同月23日に〇外11団体より、利用遵守事項に係る誓約書を提出させるとともに、使用料の一部負担額として1団体あたり2万5,000円、計30万円を現金で領収している。

部は、現金受領後の4月30日になってから歳入調定について起案しているものの、その後、6月7日まで財務会計システムへの歳入調定登録及び納入通知書の発行を行わず、4月23日に徴収した使用料の一部負担額を、6月11日に担当者が金融機関で納付するまで、部の金庫に保管したままであった。

また、当初決定した12団体のうち、5月14日付で使用辞退を申し出てきた1団体に対し、

歳入戻出の手続によることなく、保管していた現金から使用料の一部負担額を返金している。

これらの取扱いは、歳入の事前調定及び納入通知書による納付を原則とする東京都会計事務規則に反しており適正でない。

部は、歳入の取扱いを適正に行われたい。

(文化振興部)

(歳出)

(3) 業務に必要な機器の数を適切に見積もり契約すべきもの

都民生活部は、旅券発給事務のため、住民基本台帳ネットワークシステム業務端末用機器について、リース契約を締結している。

リース契約の内容について見たところ、表2のとおり、端末の数に対しハブ<sup>(注)</sup>の数が過大なものとなっており、監査日(平成17年2月14日)現在、リースしている31台のうち14台が未使用の状態となっている。

部は、リース契約に当たり、業務に必要な機器の数を適切に見積もり、契約されたい。

(都民生活部)

(注) ハブ：ネットワークサーバに端末を接続するための集線機器。実際の接続台数は、端末の設置場所によるが、本契約では、ハブ1台につき、8台もしくは16台の端末の接続が可能な機器をリースしている。

(表2) 機器の使用状況

区 分	端 末 台 数	ハ ブ	
		リ ー ス 台 数	う ち 未 使 用
旅券課(新宿)	10	8	6
有楽町分室	11	9	3
池袋分室	7	7	2
立川分室	7	7	3
合 計	35	31	14

(その他)

(4) 有償刊行物の在庫管理を適切に行うべきもの

広報広聴部は、都庁第一本庁舎3階に設置されている都民情報ルームの運営に当たり、Pと業務委託契約を締結している(契約金額:1,732万5,000円)。

都民情報ルームでは、都政情報の提供の一環として、都政刊行物のうち、特に需要の多いもの

を部で増刷し、有償刊行物として販売している。

この有償刊行物について、Pは、販売業務に加えて、毎月、在庫の棚卸を実施して現物数を調べ、部に報告することとされている（平成17年1月末現在の在庫数、696種類、17万6,129冊）。

ところで、監査日（平成17. 2. 9）現在において、有償刊行物の中から任意に10種類を抽出して、1月末時点での棚卸報告書の現物数と、POSシステム（有償刊行物の販売管理システム）で管理されるあるべき在庫数（以下「管理在庫数」という。）とを照合したところ、表3のとおり9種類に差異が生じていた。

部は、現物数の報告を受けているものの、現物数と管理在庫数との照合を義務付けておらず、また、部でもその照合を行っていないことから、毎月の棚卸は単に現物数の把握にとどまっており、差異が生じていることを把握していなかった。

有償刊行物について適切な在庫管理を行うためには、常に管理在庫数を基本として棚卸を行い、POSシステムを有効に機能させるとともに、毎月の棚卸の際に管理在庫数と現物数の照合を行う必要がある。

部は、有償刊行物の在庫管理を適切に行われたい。

（ 広報広聴部 ）

（表3）有償刊行物の照合結果

（単位：円、年度、冊）

件名	頒布価格	初版 発行年度	総発行 部数	管理在庫数 A	現物数 B	差異 C=B-A
職場におけるセクシャルハラスメント防止マニュアル	140	H10	21,500	2,205	2,185	△ 20
明るい社会をめざして 資料編増補版	210	H13	7,000	4,103	4,103	0
2004年版社会福祉の手引	220	H16	15,000	1,828	1,401	△ 427
疥癬対応マニュアル	320	H13	15,250	4,322	3,069	△ 1,253
リハビリテーション医療実施 医療機関名簿	590	H16	1,000	649	644	△ 5
健康推進プラン21	640	H13	1,800	1,014	1,005	△ 9
新・東京の遺跡散歩	500	H15	5,000	4,414	4,402	△ 12
結核感染予防ハンドブック	140	H12	13,500	2,625	2,868	243
都市計画用語集	1,050	H14	2,000	806	796	△ 10
開発許可関係実務マニュアル	1,370	H14	1,000	146	140	△ 6



## 都 市 整 備 局

### 1 指 摘 事 項

(歳 出)

#### (1) 印刷製本請負契約に係る契約手続を適切に行うべきもの

都市づくり政策部は、東京都都市計画審議会の開催に当たり、事前説明のため「都市計画審議会提案事項概要」(以下「概要」という。)及び「都市計画審議会事前説明会資料」(以下「資料」という。)を作成しており、表1のとおり年4回、合計8件の契約を締結している。

ところで、各回の契約について見ると、「概要」と「資料」の契約年月日が近接しており、また、履行年月日が同一であるにもかかわらず、いずれの回も2件の契約に分けて、随意契約により行っている。

しかしながら、本件印刷物は2件に分けて作成する必要はなく、1件の契約にすることにより、予定価格が印刷請負契約で随意契約できる範囲の100万円(東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2第1項第6号)を超えることから随意契約でなく入札により行うべきものである。

部は、印刷製本請負契約に係る契約手続を適切に行われたい。

( 都市づくり政策部 )

(表1) 契約の状況

(単位：円)

回	契約件名	予定価格	契約金額	契約年月日 (契約業者名)	履行期限	事前説明会 開催年月日
1	第166回東京都都市 計画審議会(10月) 提案事項概要の印刷	235,200	201,600	平成16.7.30 (A)	平成16.8.13	平成16.8.26
	第166回東京都都市 計画審議会(10月) 事前説明会資料の印刷	924,000	886,116	平成16.8.3 (A)	〃	〃
2	第167回東京都都市 計画審議会(12月) 提案事項概要の印刷	292,950	242,497	平成16.9.17 (A)	平成16.9.30	平成16.10.14
	第167回東京都都市 計画審議会(12月) 事前説明会資料の印刷	882,000	754,992	平成16.9.21 (A)	〃	〃
3	第168回東京都都市 計画審議会(2月) 提案事項概要の印刷	227,850	169,260	平成16.10.29 (A)	平成16.11.10	平成16.11.29
	第168回東京都都市 計画審議会(2月) 事前説明会資料の印刷	882,000	824,670	平成16.11.1 (A)	〃	〃
4	第169回東京都都市 計画審議会(5月) 提案事項概要の印刷	390,600	338,520	平成17.1.27 (A)	平成17.2.8	平成17.2.18
	第169回東京都都市 計画審議会(5月) 事前説明会資料の印刷	992,250	970,200	平成17.1.28 (A)	〃	〃

(その他)

## (2) 庁有車に装備する消火器の管理等を適切に行うべきもの

総務部は、庁有車を購入した際、装備品として消火器を備え付けることとしている。

都市整備局では、監査日(平成17.4.22)現在、34台の庁有車を保有しているが、消火器の装備状況について見たところ、表2のとおり、使用期限切れが13台、装備なしが10台、使用期限の不明が2台となっており、消火器を適切に装備している車両は34台のうち9台に過ぎない状況となっている。

部は、庁有車に装備する消火器について、その管理等を適切に行われたい。

(総務部)

(表2) 庁有車への消火器の装備状況

消火器の状況	車両台数
使用期限切れ	13台
装備なし	10台
使用期限不明	2台
有効	9台
合計	34台

(その他)

(3) 契約に係る事務を適正に行うべきもの

契約に係る事務処理については、東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和39年東京都規則第130号）第45条により契約台帳を備え、記録整理するものとされている。

ところで、多摩ニュータウン整備事務所における契約台帳について見たところ、契約金額、契約年月日、履行期限等に記載漏れが多数あり、契約に係る事務処理の記録整理が適正に行われていないことが認められた。

また、物品の購入等をはじめとする個々の契約に係る書類についても、事案決定日が明記されていないもの、決定権者の押印がされていないもの、特別出納員（東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）により100万円未満の収支の審査を行う者）の押印がされていないものなど、不適正な事例が見受けられた。

さらに、総務部による自己検査（平成16.11.22）が実施されているにもかかわらず、監査日（平成17.2.21）現在、是正されていない状況であった。

所は、契約に係る事務を適正に行うとともに、所内のチェック体制を強化されたい。

部は、自己検査の充実を図るなど事務処理が適正に行われるよう指導の徹底に努められたい。

（多摩ニュータウン整備事務所）

（総務部）

(その他)

(4) 廃棄物処理委託の契約を適正に行うべきもの

多摩ニュータウン整備事務所は、庁舎内で日常発生する、一般廃棄物と産業廃棄物の収集・運搬及び処分について、Bと委託契約（契約金額：52万6,050円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）を締結している。

産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第3項の規定により、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者に、それぞれ委託しなければならないとされている。

しかしながら、当該契約について見たところ、産業廃棄物となる混合不燃物（廃プラスチック類）の処理について、収集運搬許可業者ではあるが、処分許可業者ではないBに対して、処分まで含めて契約を行っており適正でない。

所は、廃棄物の処理委託に関する契約を適正に行われたい。

（多摩ニュータウン整備事務所）

# 環 境 局

## 1 指 摘 事 項

(歳 出)

### (1) 英語版ホームページの作成を早期に行うべきもの

総務部では、東京の環境の現状と東京都が展開している環境施策について、都民や事業者の理解を深め、環境問題の解決に向けた端緒としてもらうため、冊子「東京の環境」を毎年発行し、併せて局ホームページに掲載している。また、外国人向けにその英語版も掲載している。

ところで、英語版の掲載に当たっては、日本語版の掲載とは別に英語への翻訳とホームページデータの作成を委託しており、ホームページ掲載時期は表1のとおりとなっている。

表で明らかなおと、英語版「東京の環境2004」が局ホームページに掲載されたのは、平成17年4月12日であり、その6日後には、日本語版「東京の環境2005」が局ホームページに掲載されている。このため、英語版は事実上1年遅れの内容で掲載されている。

また、前年においても同様の状態であった。

部は、成果物を効果的に活用できるよう、英語版ホームページの作成を早期に行われたい。

( 総 務 部 )

(表1) 「東京の環境」ホームページ掲載時期

	日本語版	英語版
2003年度版	平成15. 5. 30	平成16. 4. 5
2004年度版	平成16. 4. 9	平成17. 4. 12
2005年度版	平成17. 4. 18	(契約日：平成17. 6. 8)

(歳 出)

### (2) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの

都市地球環境部では、関係機関への資料送付や連絡等のため、郵便切手を購入しており、郵便切手の受払いは物品受払簿により整理している。

ところで、郵便切手の受払状況について物品受払簿等を見たところ、委託業者に貸与していたアンケート調査督促用の郵便切手等の未使用分(37万9,770円分、80円：1,201枚、140円：1,481枚、50円はがき：1,527枚)を平成16年3月に委託業者から返納されたにもかかわらず、返納された郵便切手等の受入れ手続きを行っていなかった。

部は、郵便切手等の管理を適切に行なわれたい。

( 都 市 地 球 環 境 部 )

## 2 意 見 ・ 要 望 事 項

(その他)

### (1) 自然保護条例に基づく屋上等緑化の維持管理状況の把握に努めるべきもの

敷地面積1,000㎡以上の民間施設及び250㎡以上の公共施設を新築又は増改築等を行おうとする者は、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号。以下「自然保護条例」という。)第14条に基づいて、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を都に届け出なければならない。また、緑化が完了したときは、緑化完了書の届出を行い、緑地の適切な維持管理に努めなければならないとされている。

この条例に基づく義務化により、屋上等緑化完了建築物数は、表2のとおり、年々増加している。市街地におけるこの屋上等緑化による貴重な緑地を保持していくためには、緑化完了書届出後の緑地の状況を把握しておく必要がある。

しかしながら、維持管理状況については、平成14年12月に航空写真により調査したことに止まっており、十分に把握されている状況にない。

局は、自然保護条例に基づく屋上等緑化の維持管理状況の把握に努められたい。

(環境局)

(注) 屋上等とは、屋上、壁面及びベランダ等をいう。

(表2) 屋上等緑化完了建築物数の推移(累計)

(単位:件)

区分 \ 年度	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
屋上等緑化完了建築物数	222	540	778	959	987

## 福祉保健局

### 1 指摘事項

(歳入)

#### (1) 収納金の金融機関への払込みを速やかに行うべきもの

東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号）第29条によれば、窓口等で現金受領した収納金は、即日（即日払い込むことができない場合は金融機関の翌営業日）金融機関に払い込まなければならないとされている。

ところで、老人医療センターでは医療施設として外来・入院診療を行い、日々、患者の診療費自己負担分を収納している。その額は、平成16年度で約8億7,287万円、一日当たり平均約359万円である。この現金は、「東京都老人医療センター窓口収納金等の現金警備輸送業務委託（契約相手方：A、契約金額：93万2,400円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）」契約に基づき、収納日の翌々日（当該日が金融機関の営業日のとき）に金融機関に払い込まれている。これは、受託者がセンターから受領した金額を確認し金融機関へ入金することとしているため、受領日のうちに払込みができず、結果として、その翌日まで受託者が保管し入金していることによるものであり、適正でない。また、受託者が現金を翌日まで保管することは、盗難防止等の安全確保上適切な状況でない。

センターは、現金警備輸送業務委託契約を見直して、収納金の金融機関への払込みを速やかに行われたい。

(老人医療センター)

(歳出)

#### (2) 契約の履行確認を適正に行うべきもの

保健政策部は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、毎年度、国民健康・栄養調査を実施し、調査項目の一つとして血液検査を実施するため、Bと委託契約（単価契約、契約金額：85万2,768円、契約年月日：平成16年10月1日）を締結している。

ところで、この契約の仕様書によると、受託者は、検査の実施後に個人用及び一覧の結果報告書を作成することとされている。個人の結果については、血液検査に協力した各人へ保健所経由で郵送される。契約書添付の「個人情報に関する特記事項」では、受託者は、委託業務に関する一切の情報を記録した媒体について、検査終了後全て消去し、その結果について記録媒体ごとに、消去した情報項目（個人名、性別、血色素量等13の検査項目等）数量、消去方法及び消去年月日等を明示した文書により都に報告しなければならない、と定められている。

しかしながら、部は検査の終了後、口頭で受託者に対して個人用報告書に記載された情報の消去を求め、さらに、消去を明示した文書についても提出を求めたが、監査日（平成17年6月20日）現在提出されていないのは適正でない。

平成17年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が本格施行されており、個人情報のセキュリティー管理に一層の配慮が求められる。

部は、委託業者に個人情報の消去を示した文書の提出を求め、契約の履行確認を適正に行われたい。

（保健政策部）

## 2 意見・要望事項

（その他）

### （1）職員住宅の計画的な管理に努めるべきもの

老人医療センターは、東京都職員住宅管理規則（平成3年東京都規則第7号）に基づき、看護職員等を対象に職員住宅（仲町寮）及び各借上職員住宅を提供し、その管理運営を行っている。

ところで、平成16年度の入居状況をみると、表1のとおり、全体145戸のうち、年度平均で31戸が空室である。最大入居時の入居数を合計してもなお17戸が空室となっており、計画的な管理がなされていない状況であった。

センターは、今後職員の住宅需要を適切に把握し、借上職員住宅の借上戸数を精査するなど職員住宅の計画的な管理に努められたい。

（老人医療センター）

（注）借上住宅の賃貸借契約は、2年毎の更新である。

（表1）平成16年度老人医療センターの職員住宅等の状況

看護職員住宅	平成16年度							
	戸数	入居数		空室		年間借上料 (円)	更新料 (円)	
		最大 入居時	平均	最大 入居時	平均			
仲町寮	56	49	42.9	7	13.1	—	—	
借上住宅	89	79	70.4	10	18.5	77,844,156	5,706,013	
	C	25	25	21.8	0	3.2	25,954,680	2,162,890
	D	9	9	8.0	0	1.0	7,524,000	—
	E	17	15	13.7	2	3.3	14,438,628	1,203,219
	F	12	8	6.2	4	5.8	9,097,656	734,138
	G	26	22	20.8	4	5.2	20,829,192	1,605,766
計	145	128	113.3	17	31.6	77,844,156	5,706,013	

## 病 院 経 営 本 部

### 1 指 摘 事 項

#### (収 入)

#### (1) 診療報酬の請求を適切に行うべきもの

病院の診療報酬は、各種の医療保険等の保険者から給付されるが、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「基金等」という。）がそれぞれの保険者からの委任を受けて、病院から提出された診療報酬の請求内容の審査と支払を行っている。

病院では、

- ① 診療記録の内容を基に診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を作成、内容を再点検し、資格関係や病名の不備を補い、必要に応じて医師の確認を受けてから請求を行う。
- ② 基金等は、病院が提出したレセプトの内容を審査し、保険証の資格や診療内容に関する不備があると、レセプトを病院に返す（以下「返戻」という。）こととなる。病院はレセプトの返戻があった場合、不備を補正して再提出する。
- ③ 保険診療として認められていない診療行為、過剰な診療行為（検査・投薬等）、誤った請求であると基金等が判断すれば、診療報酬点数が減点される（以下「査定減」という。）こととなる。基金等から査定減の通知があった場合、各病院に設置している保険診療委員会を開催し、請求内容に正当性があり、査定内容に納得できないと判断したときには再審査請求を行うこととしている。

各病院における診療報酬の請求、返戻、査定減に係る事務処理を見たところ、監査日現在、次のとおり、是正・改善を要する事例が見受けられた。

ア 診療報酬の請求は、原則として当月の診療分を翌月に行うこととなっている。

しかしながら、駒込病院、神経病院、八王子小児病院、梅ヶ丘病院では、病名不備、症状詳細の未記入等により表1のとおり、診療報酬を請求していないものが認められた。

(表1) 未請求レセプトの主な状況

(単位：円)

病 院 名	診 療 年 月	件数	金 額
駒 込	平成15年11月～平成16年10月分	7	73,777
神 経	平成16年 6月～平成16年10月分	3	916,500
八王子小児	平成16年 2月分	1	6,348,460
梅 ヶ 丘	平成16年 9月～平成17年 1月分	5	90,003
合 計		16	7,428,740



イ 府中病院、清瀬小児病院では、基金等から返戻されたレセプトの不備を補正せず、長期間にわたり未請求になっているレセプトが表2のとおり認められた。

(表2) 返戻後、未請求のレセプト数

(単位：円)

病 院 名	返 戻 年 月	件数	金 額
府 中	平成15年9月	7	4,998,008
府 中	平成16年2月	1	1,861,080
府 中	平成16年7月	1	5,426,520
府 中	平成16年8月	2	27,048
府 中	平成16年9月	3	15,949
清瀬小児	平成16年6月	1	3,691,660
合 計		15	16,020,265

ウ 病院では、査定減の再審査請求は請求理由(症状詳記)を添付した再審査請求書等を作成し、原則として、再審査の請求は可能な限り査定減の通知があった月の翌月に行っている。

しかしながら、病院での再審査請求状況を見たところ、表3のとおり、再審査請求することが保険診療委員会で決定されているにもかかわらず、長期間にわたり再審査請求が遅れている事例が認められた。

(表3) 再審査請求を決定したものの再請求されていない事例

病 院 名	再審査請求を決定した年月	件数
駒 込	平成16年4月～平成17年2月	34
清瀬小児	平成16年4月～平成17年2月	17
	平成14年5月～平成16年3月	35
梅ケ丘	平成16年4月～平成17年2月	9

病院経営は診療報酬に基づき成り立っていることから、診療報酬の請求を早期に、かつ確実に  
行うべきである。

病院は診療報酬の請求を適切に行われたい。

(駒込病院)

(神経病院)

(八王子小児病院)

(梅ケ丘病院)

(府中病院)

(清瀬小児病院)

(収 入)

(2) 紹介患者加算に係る事務を適切に行うべきもの

「病院である保険医療機関において、別の保険医療機関からの文書による紹介により来院した患者について初診を行った場合は、診療報酬額に紹介患者加算をすることができる」（別表第一 医科診療報酬（厚生労働省告示））とされている。この紹介患者加算は表4のとおり区分され、紹介患者加算1から紹介患者加算5までについては、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして社会保険事務局に届け出た保険医療機関において、当該基準に係る区分に従い、それぞれ初診料に加算し、紹介患者加算6についてはそれ以外の保険医療機関において、初診料に加算するとされている。

また、直近3か月のいずれの月もが当該適用している施設基準に該当しなくなった場合、基本診療料の施設基準の変更に係る届出書を提出し、施設基準の変更を行うこととしている。

病院における紹介患者加算に係る事務について見たところ、次のような問題が見受けられた。

(表4) 紹介患者加算と加算点数

区 分		紹 介 率	加算点数
イ	紹介患者加算1	80%以上	400点
ロ	紹介患者加算2	60%以上80%未満	300点
ハ	紹介患者加算3	50%以上60%未満	250点
ニ	紹介患者加算4	30%以上50%未満	150点
ホ	紹介患者加算5	20%以上30%未満	75点
ヘ	紹介患者加算6		40点

ア 神経病院では、紹介患者加算6が適用され、紹介患者1人につき40点を加算することができるにもかかわらず、病院はこれまで紹介患者加算をまったく行っていないことが認められた。

イ 府中病院では平成16年9月から紹介患者加算3を適用していたが、紹介率が平成17年1月49.8%、同年2月47.3%、同年3月47.8%と3月連続で50%に満たないこととなり、同年4月1日付けで紹介患者加算4の施設基準変更の届出を行った。

しかしながら、平成17年3月分の紹介率は、その算定に誤りがあり、同年3月の正しい紹介率は表5のとおり53.1%であり、施設基準を変更する必要がなく紹介患者加算3を継続して適用できるものであった。施設基準をいったん変更すると、その基準を3か月は継続して適用されることから、平成17年4月分及び同年5月分の診療報酬が、紹介患者加算3を継続して適用した場合に対し、270万4,000円（2,704人、270,400点）収入不足となっていることが認められた。

(表5) 紹介率

年 月	平成16年				平成17年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
紹介率	53.4%	54.5%	52.2%	52.8%	49.8%	47.3%	53.1%

神経病院及び府中病院は、紹介患者加算に係る事務を適切に行われたい。

( 神 経 病 院 )

( 府 中 病 院 )

(支 出)

(3) 履行確認を適切に行うべきもの

大塚病院、松沢病院及び八王子小児病院はAと医事業務等の委託契約（契約期間：平成16年4月1日～17年3月31日）を締結している。

ところで、契約仕様書によれば、原則として年1回、受託業者は、病院と協議して、入院・外来共取扱患者のレセプトを抽出し、診療報酬の請求漏れ調査を行うこととしている。

しかしながら、受託業者は病院と請求漏れ調査の実施について協議をしたものの、電子カルテシステム導入初期で操作不慣れなこと、レセプト抽出時期を3月にしたことなどから、監査日現在（平成17年5月11日から23日）、請求漏れ調査を完了していないにもかかわらず、病院はすべての履行があったものとして委託料を支出しており適切でない。

病院は、履行確認を適切に行われたい。

( 大 塚 病 院 )

( 松 沢 病 院 )

( 八王子小児病院 )

(その他)

(4) 委員会の設置の趣旨を踏まえ、適切に運営すべきもの

本部は、①医療器械等の選定及び仕様内容並びに製品指定、特定調達契約に係る技術審査を厳正に行うための製品指定等委員会、②厳正かつ公正に入札の参加者又は特定の相手方を選定するための指名競争入札等業者選定委員会をそれぞれ設置するよう、各病院に対し通達している。

ところで、本部が各病院に示した両委員会の設置要綱を見ると、

① 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない、

② 議事の決定は出席委員の5分の4以上の同意によるものとする、さらに、

③ 委員会を開催したときは、議事録を作成しなければならない、

としている。

設置要綱のこれらの趣旨は、専門的知識を有する委員（副院長、各診療科の長、事務局長など、概ね10名程度からなる。）が一堂に会し、活発な議論の下に審議を尽くし、厳正かつ公正に審査することを求めているものであり、各病院では委員が会合し、委員会を開催している。

各病院における委員会の開催状況を見たところ、次のとおり是正・改善を要する事例が見受けられた。

ア 府中病院では製品指定等委員会（府中病院においては「仕様書策定委員会」と称している。）を32回開催しているが、予算、執行状況等を説明した1回だけを審議方式で開催し、また、指名競争入札等業者選定委員会は51回開催しているが、2回しか審議方式で開催しておらず、他はすべて回付協議によっている。回付協議においては、回付協議のため文書は作成しているものの事務局の提案に対し、全案件に1度も意見を付すことなく全委員が押印しており、両委員会が設置要綱の趣旨に反し形骸化していることが認められた。

イ 大塚病院では手術室・ICUモニタリングシステム（契約金額：1億6,574万7,750円）の買い入れにあたり、製品指定等委員会（大塚病院においては「機器等整備委員会」と称している。）に付議すべきであるにもかかわらず行っていない。

病院は、製品指定等委員会及び指名競争入札等業者選定委員会の設置の趣旨を踏まえ、適切に運営されたい。

（大塚病院）

（府中病院）

## 2 意見・要望事項

(1) 都立病院での器械の再活用に努めるとともに、都立病院以外の医療機関への譲渡について検討すべきもの

本部では、器械の更新、システムの変更などにより使用中止となった遊休医療器械の調査を各病院に対して行い、その遊休医療器械を必要とする他病院への斡旋を行っている。

ところで、府中病院では、電子カルテの導入に伴い使用しなくなった資産を本部に遊休資産として報告を行っているが、表6の資産については、他の病院から所属換の希望がなく、監査日現在（平成17年5月19日）事業の用に供していない。

これらの資産はいずれも高額で、耐用年数が残存し、かつ整備状態が良く十分使用に耐え得るものであり、都立病院以外の医療機関においても、特に有効に活用することが期待できる器械である。

本部は、財産の有効活用を図るため、都立病院での器械の再活用に努めるとともに、都立病院以外の医療機関への譲渡について、早急に検討されたい。

( 経営企画部 )

(表6) 府中病院の遊休医療器械

(単位：千円)

品名	個数	耐用年数	残存年数	帳簿価額	不使用理由
心電図自動解析装置	1	6	2	10,500	電子カルテ導入 (平成15年8月)
携帯用心電図記録装置	9	10	6	8,550	
自動現像装置	1	10	5	3,300	

(注) 残存年数は平成17年3月31日現在

産 業 労 働 局

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) 維持管理費等負担金の支払いを適正に行うべきもの

労働相談情報センター亀戸事務所は、Aが所有する施設（Bビル）の7階に、平成12年7月から入居している。

ところで、所は、7階事務所分の維持管理費等負担金について、Aと管理協定（平成13年3月29日付け）を締結しており、Aは、共益費分担金一覧表を基に、所に対して四半期ごとに当該負担金を請求している。

しかしながら、平成16年度の当該負担金（997万633円）の支払い内容を見たところ、表1のとおり、請求内容に誤りがあったにもかかわらず、所において必要なチェックを行っていなかったため、Aに対して23万9,560円が過払いとなっていることが認められた。

所は、維持管理費等負担金の支払いを適正に行われたい。

（労働相談情報センター亀戸事務所）

(表1) 平成16年度の維持管理費等負担金の支払い状況

(単位：円)

	正	誤	過払額	原 因
エレベータ保守	155,077	337,176	182,099	分担対象外のA専用エスカレータ分が含まれている。
カルミック借上げ (トイレ便器洗浄器)	26,688	73,647	46,959	分担対象外のA専用の61個分が4～12月分に含まれている。
水道料金	64,620	75,122	10,502	7階分と8階分の金額が入れ替わり(4月分)
合 計	246,385	485,945	239,560	—

(その他)

(2) 特別出納員による審査を適正に行うべきもの

平成14年の会計事務規則改正により、局及び所に特別出納員が設置され（東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第7条及び第10条）、特別出納員は、その職務として、所管に属する100万円未満の支出負担行為に係る収支命令の審査を行っている。

ところで、農業振興事務所では、東京都農業事務所建物管理委託契約をCと締結している（契約金額：753万3,750円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）が、平成16年10月5日に受託者の履行不可能による「契約解除願」を受理した。このため、契約違約

金（４９万１，１５６円）が発生し、所は、既に履行が完了されている部分についての支払い代金（７１万４，９４１円）との相殺を行ったが、契約違約金よりも支払うべき金額の方が多かったため、特別出納員の審査を経て差額（２２万３，７８５円）を支出している。

しかしながら、契約金額が１００万円以上となっていることから、本件については、本来出納長室で審査すべきところ、相殺後の差額が１００万円未満であるとの理由から、特別出納員が審査したことは、適正でない。

所は、特別出納員による審査を適正に行われたい。

（農業振興事務所）

（その他）

### （３）保護具の管理を適正に行うべきもの

高年齢者技術専門校は、都立技術専門校生等労働安全衛生保護具措置要綱（１６産労雇能第２９１号）第１０条及び第１５条に基づき、保護具を備え付け、保護具台帳に必要な記録を行わなければならないこととされている。

ところで、生徒用の保護具（保護眼鏡、保護帽等）の管理状況を見たところ、校は監査日（平成１７．５．２３）現在、平成８年４月以降、保護具台帳への必要な記録を行っておらず、また、平成１４年度以前の保護具を購入した契約書類が存在しないため、保護具を備え付けた日や標準使用期間の経過年数が確認できない状況となっている。

校は、保護具の管理を適正に行われたい。

（高年齢者技術専門校）

## ２ 意見・要望事項

（その他）

### （１）毒物・劇物の管理について検討等を行うべきもの

産業労働局所管の事業所において、次のとおり、毒物・劇物の管理について検討すべき点等が見受けられた。

ア 産業技術研究所は、試験研究用に使用する毒物・劇物を保有しており、監査日（平成１７．５．１７）現在、毒物１７種類、劇物８１種類を管理している。

この毒物・劇物の管理状況について見たところ、所では、「医薬用外毒物劇物危害防止要綱」を定め、毒物については、使用の都度、年月日、取扱量、在庫量、風袋込み重量を保管管理簿に記帳整理することとしている。

しかしながら、劇物については、要綱上にその管理方法の明確な規定がないことから、棚卸検査による在庫量の確認のみが行われている。

所は、「医薬用外毒物劇物危害防止要綱」を見直し、劇物の管理について、更なる安全管理の向上に努められたい。

イ 技術専門校では、ビル管理科、環境分析科等の訓練科において、劇物を使用した実習を行っている。

ところで、技術専門校における劇物の管理状況を見たところ、劇物の取扱基準がないため、実習で使用しなくなった劇物について、廃棄等の処理を行っていない状況が見受けられた。

雇用就業部は、技術専門校における劇物の統一的な取扱基準の作成を検討し、更なる安全管理の向上に努められたい。

ウ 島しょ農林水産総合センター（旧水産試験場）は、試験研究用に使用する毒物・劇物を保有しており、監査日（平成17. 5. 17）現在、毒物2種類、劇物22種類を管理している。

しかしながら、毒物・劇物の管理状況を見たところ、「農林水産部関係事業所における医薬用外毒劇物取扱要綱」第10条では、「万一取扱中に容器の破損等により、毒劇物が飛散、漏れ等により流出した場合は、直ちに関係者に連絡するとともに、化学物質安全性データシートに定める応急措置により被害の拡大を防止すること。」と規定し、連絡網を作成しているにもかかわらず、作成した連絡網が作業場所に掲示されていないなど、職員が直ちにわかるようになっていない。応急措置の方法についても十分に周知されていないなど、不適切な状況が認められた。

センターは、毒物・劇物管理における緊急時の対応について、周知徹底を図り、更なる安全管理の向上に努められたい。

総務部は各部及び事業所に対し、毒物・劇物の管理等について指導に努められたい。

（産業技術研究所）

（雇用就業部）

（島しょ農林水産総合センター）

（総務部）



中央卸売市場

1 指 摘 事 項

(歳 入)

(1) 公務災害に伴う休業補償金等の管理を適切に行うべきもの

公務等により負傷するなどして療養のために勤務できない場合、地方公務員災害補償法等の規程に基づいて、職員に対して休業補償・援護金及び付加給付金（以下「休業補償金等」という。）の支給が行われる。この場合、当該期間における給与は支払われない。

ところで、食肉市場は、休業補償金等について、場の公務災害関係事務取扱者（以下「取扱者」という。）の口座を経由して公務災害を受けた職員に給付し、既に支給された給与のうち公務災害により休業した日数分を当該職員から返納させることにより精算している。

しかしながら、休業補償金等の入金に伴う給与の精算処理について見たところ、

- ① 表1のとおり、平成16年3月22日までに休業補償金等327万9,522円の入金を受けているにもかかわらず、精算が約5か月後の平成16年8月19日となっている、
- ② 表2のとおり、平成16年8月26日から平成17年3月10日までに、休業補償金等491万496円の入金を受けているにもかかわらず、給与の精算が、約11か月から5か月経過した監査日（平成17年7月25日）現在行われていない、

状況であり、数百万円もの休業補償金等が、振り込まれてから長期間にわたって、精算手続きを行うことなく取扱者の銀行口座に保管したままであるのは適切ではない。

場は、休業補償金等が振り込まれてから遅滞なく給与の精算手続きを行うなど、公務災害に伴う休業補償金等の管理を適切に行われたい。

(食肉市場)

(表1) 場における休業補償金等の入金日及び精算日（平成15年度入金分） (単位：円)

精算日	氏名	給与の返納金額	入金日及び入金額	
			休業補償・援護金	付加給付
H16.8.19	A	135,813	(入金日) H16.2.26 (入金額) 2,623,572	(入金日) H16.3.22 (入金額) 655,950
	B	548,082		
	C	75,619		
	D	1,581,085		
	E	293,839		
	F	475,033		
	合 計	3,109,471		3,279,522

(表2) 場における休業補償金等の入金日及び精算日 (平成16年度入金分) (単位:円)

精算日	氏名	給与の返納予定金額	入金日及び入金額	
			休業補償・援護金	付加給付
監査日現在 (H17.7.25) 精算手続中	G	221,514	(入金日) H16.8.26 (入金額) 1,903,135	(入金日) H16.10.4 (入金額) 475,793
	H	97,868		
	I	53,144		
	J	112,915		
	C	493,401		
	K	51,428		
	L	274,140		
	M	311,959		
	N	122,286		
	O	229,585		
	P	169,900		
	小計	2,138,140	2,378,928	
	Q	308,786	(入金日) H17.1.26 (入金額) 921,324	(入金日) H17.2.4 (入金額) 230,334
	R	360,548		
	S	173,528		
	T	123,497		
	小計	966,359	1,151,658	
	U	190,645	(入金日) H17.2.25 (入金額) 1,103,920	(入金日) H17.3.10 (入金額) 275,990
	V	116,151		
	W	75,015		
	X	199,232		
	Y	53,298		
	Z	64,404		
	a	195,903		
	b	246,725		
	小計	1,141,373	1,379,910	
	合計	4,245,872	3,928,379	982,117

## (支出)

## (2) 類似業務の契約を統合して事務の軽減等に努めるべきもの

中央卸売市場では、消防施設の保守点検について、設備を所管する事業部が「世田谷市場ほか7市場の消防設備定期点検保守委託」(契約金額1,097万5,650円)の契約を結んでいる。また、消火器については備品を所管する管理部が「築地市場ほか10市場の消火器点検委託」(契約金額225万7,500円)の契約を結び、別々に実施している。

しかしながら、この2つの業務は、施工する業者の業種(消防設備点検)は同じであり、実施時期も両業務を同時に行うことが出来ることから、通常は同一の保守点検業務として行われているものである。

管理部及び事業部は、個別に処理している類似業務の契約を統合して事務の軽減、経費の削減に努められたい。

(管理部)

(事業部)

(その他)

(3) 保証金の管理を適正に行うべきもの

中央卸売市場で業務を行う卸売業者は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第26条により、また、仲卸業者及び関連事業者は東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）第26条及び第40条により、開設者（知事）に保証金を預託しなければならないとされている。

平成15年度末における保証金（預り金）は、表3のとおり、12億5,071万余円であるが、保証金額は販売金額等によって変動するため、各市場は年度ごとに、すべての業者について保証金を算定し、還付又は追徴に係る事務処理を行っている。

ところで、築地市場及び大田市場における保証金について見ると、両市場が管理している個別管理台帳と本庁（管理部）が管理している預り金整理簿とでは、監査日（平成17.1.21）現在、築地市場では表4のとおり、仲卸業者で318万5,512円、関連事業者で183万796円、また、大田市場では表5のとおり、仲卸業者で106万1,804円、関連事業者で41万8,682円が相違していることが認められた。

この相違は、昭和61年以前より生じていると認められるが、長年にわたり本庁と各市場の把握するデータの不一致を放置してきたことは適正でない。

築地市場、大田市場及び管理部は、相違の発生原因について調査するとともに、チェック体制の強化を図る等、保証金の管理を適正に行われたい。

（ 管 理 部 ）

（ 築 地 市 場 ）

（ 大 田 市 場 ）

(表3) 保証金（平成15年度末現在）

(単位：円)

事 項	卸 売 業 者	仲 卸 業 者	関 連 事 業 者	合 計
有価証券	131,200,000	25,800,000	23,850,000	180,850,000
現 金	213,500,000	622,679,387	233,680,745	1,069,860,132
合 計	344,700,000	648,479,387	257,530,745	1,250,710,132

(表4) 築地市場における保証金 (監査日現在)

(単位:円)

項 目	卸 売 業 者	仲 卸 業 者	関 連 事 業 者	合 計
預り金整理簿に 基づく保証金額	143,500,000	160,102,512	105,575,796	409,178,308
個別管理台帳に 基づく保証金額	143,500,000	156,917,000	103,745,000	404,162,000
差 額	0	3,185,512	1,830,796	5,016,308

(表5) 大田市場における保証金 (監査日現在)

(単位:円)

項 目	卸 売 業 者	仲 卸 業 者	関 連 事 業 者	合 計
預り金整理簿に 基づく保証金額	67,200,000	236,570,597	68,932,392	372,702,989
個別管理台帳に 基づく保証金額	67,200,000	235,508,793	69,351,074	372,059,867
差 額	0	1,061,804	△ 418,682	643,122

建 設 局

1 指 摘 事 項

(歳 入)

(1) 道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係わる事務を適正に行うべきもの

水道、ガス等の道路占用工事に伴い道路を掘さくした場合は、東京都道路占用規則（昭和52年東京都規則第132号）等に基づき、占有者が復旧工事監督事務費を都に支払うこととなっている。

その事務処理については、①占有者は工事しゅん功後、所管する建設事務所にしゅん功届を提出し、②建設事務所はしゅん功立会を実施した後、ただちに監督事務費の歳入調定を行い、納付書を送付することとなっている。

しかしながら、次のとおり道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係わる事務に適正を欠く事例が見受けられた。

ア 第六建設事務所では、監査日（平成17年2月18日）現在、表1のとおり、工事はしゅん功しているにもかかわらず、しゅん功届の提出がないものが数多く認められた。

所は、しゅん功届が速やかに提出されるよう指導し、工事しゅん功の立会い及び監督事務費の徴収を適正に行われたい。

（ 第六建設事務所 ）

(表1) 道路掘さく復旧工事しゅん功届の未提出状況

(単位：件)

占有者名	監査日現在未届件数		
		平成16年度	過年度
A	43	20	23 平成13年度 6 平成14年度 5 平成15年度 12
B	24	14	10 平成15年度 10
C	5	2	3 平成15年度 3
東京都水道局	51	18	33 平成14年度 3 平成15年度 30
東京都下水道局	3	1	2 平成14年度 1 平成15年度 1
合 計	126	55	71

イ 南多摩西部建設事務所では、表2のとおり、工事のしゅん功届が提出されたにもかかわらず、歳入調定が大幅に遅延している状況が認められた。

所は、復旧工事監督事務費の調定事務を遅滞なく行われたい。

( 南多摩西部建設事務所 )

(表2) 監督事務費の歳入調定状況等

路 線	復旧箇所	しゅん功届	調 定	占 用 者	金額 (円)
都道 186 号線	八王子市犬目町 523 外	H16. 3. 26	H16. 9. 10	八王子市水道部	933, 412
国道 411 号	八王子市戸吹町 356	H16. 3. 30			76, 340
都道 166 号線	八王子市大和田 町 7-8 外	H16. 3. 31			237, 243
都道 32 号線	八王子市中野上 町 2-32 外	H16. 4. 9			2, 886
国道 411 号	八王子市滝山町 2-2 外	H16. 4. 20			1, 434, 787
都道 169 号線	日野市栄町 5-18 地先	H16. 4. 22	H16. 10. 26	日野市下水道課	1, 100, 267
都道 506 号線	八王子市大船町 352	H16. 3. 24	H17. 1. 21	八王子市下水道部	421, 285
国道 411 号	八王子市滝山町 2-28	H16. 4. 20			1, 091, 176
国道 411 号	八王子市丹木町 3-80	H16. 4. 20			742, 179
計					6, 039, 575

(歳 出)

(2) 消防用設備の保守管理を適切に行うべきもの

西部公園緑地事務所では、神代植物公園消防用設備定期点検保守委託契約（契約金額：13万2,300円、契約期間：平成16.4.1～同17.3.31）をDと締結し、定期点検を年2回行っている。

ところで、平成16年8月30日に行われた定期点検の結果について見たところ、表3のとおり、設備の不良が報告されており、その大部分が前回以前の点検から引き続き同じ報告を受けているものであった。

しかしながら、監査日（平成17年2月14日）現在においても修繕等に向けた対応が行われておらず、対応に適切を欠く状況が認められた。

所は、消防用設備の保守管理を適切に行われたい。

（西部公園緑地事務所）

（表3）点検結果状況

点検結果不良設備名	不良内容	点検報告年月日
消火器具	・化学泡消火器薬剤腐敗のため、2本詰め替え要す。	平成16年2月23日 平成16年8月30日
	・6本操作図無し。 (展示室、廊下、ホール各2本ずつ)	平成16年8月30日
屋外消火栓	・1. 65A長さ20mホース4本（1979年製）不良のため交換が望まれる。	平成15年8月30日 平成16年2月23日 平成16年8月30日
自動火災報知設備 (大温室)	・持ち出し用送受話器1台破損。	平成15年8月30日 平成16年2月23日 平成16年8月30日

（財産）

（3）動物台帳の整備を適正に行うべきもの

都立動物園における動物の管理は、建設局動物管理要綱（昭和47年9月11日47建総用発1058号）に基づき、動物台帳を備え、動物の増減を記載することにより行われている。

ところで、多摩動物公園における動物台帳の整備状況について見たところ、表4のとおり、動物の増減があったにもかかわらず、動物台帳への記載漏れや誤記載が多数見受けられた。

園は、要綱に定める動物台帳の整備を適正に行われたい。

（多摩動物公園）

(表4) 動物台帳への記載漏れまたは誤記載の例

年月日	動物種別	増減区分	数量	単価	増減理由	動物台帳の状況
平成16年 4月30日	アカハシコガモ	増	4羽	30,000円	繁殖	記載漏れ
4月30日	アカハシコガモ	減	1羽	30,000円	死亡	記載漏れ
5月2日	ホオアカトキ	増	2羽	300,000円	繁殖	誤って1羽と記載
5月3日	アカハシコガモ	減	1羽	30,000円	死亡	記載漏れ
5月4日	アカハシコガモ	減	1羽	30,000円	死亡	記載漏れ
5月7日	ホオアカトキ	増	2羽	300,000円	繁殖	誤って1羽と記載
5月10日	ホオアカトキ	増	2羽	300,000円	繁殖	誤って1羽と記載
6月1日	ショウジョウトキ	増	2羽	200,000円	繁殖	誤って1羽と記載
6月2日	テンジクネズミ	減	7頭	500円	死亡	記載漏れ
6月10日	ショウジョウトキ	増	2羽	200,000円	繁殖	誤って1羽と記載
7月8日	ジュズカケバト	減	1羽	5,000円	死亡	記載漏れ
10月21日	ニシチンパンジー	増	1頭	3,000,000円	受入	記載漏れ
10月22日	アカカンガルー	減	1頭	700,000円	死亡	記載漏れ
11月3日	インドガン	増	5羽	70,000円	受入	記載漏れ

## (財産)

## (4) 公園の占用許可を適正に行うべきもの

多摩動物公園では、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例107号）第13条に基づき、財団法人東京動物園協会に対し、臨時売店や物品置き場などに使用するため、公園の一部の占用を許可し、占用料を徴している。

ところで、占用許可状況について見たところ、表5の物件については、長期間にわたって、占用許可（許可期間1年）を更新し継続していることが認められた。

自動販売機用冷凍機置場は、自動販売機コーナーで販売する冷菓・飲料等を保管するため使用しているが、隣接する自動販売機設置場所は公園施設として設置許可されている（許可期間5年）。冷凍機は自動販売機と一体で管理されており、一時的な占用として許可していることは適正でない。

また、物品倉庫は、常設売店の倉庫として継続的に使用されており、一時的な占用として許可していることは適正でない。

園は、公園の占用許可を適正に行われたい。

(多摩動物公園)

(表5) 占用物件内容

占用物件の種類	面積 (㎡)	年間占用料 (円)	設置許可の場合の年間使用料 (円)
自動販売機用冷凍機置場	18.92	41,610	46,056
物品倉庫	33.54	74,460	82,416



## 港 湾 局

### 1 指 摘 事 項

(支 出)

#### (1) 固定資産に係る修繕費の負担を求めるべきもの

東京港管理事務所では、青海ふ頭受変電監視システム修繕を、Aと契約（契約金額：210万円、工期：平成16.11.29～平成17.1.31）を締結し行っている。

この受変電監視システムは、都と財団法人東京港埠頭公社（以下「公社」という。）とが共同で製作した青海総合受変電所受変電設備の一部で、両者の共有となっている。

ところで、港湾局と公社とで締結した「青海総合受変電所管理運営協定」（平成5年2月1日付4港営振第346号）（以下「管理協定」という。）第11条によると、共有部分の補修は都が行い、その費用は別途定める持分割合（50対50）に基づき、都又は公社が負担するとしているが、所は、公社に対して修繕費の負担を求めている。

所は、管理協定に基づき、固定資産に係る修繕費の負担を求められたい。

（東京港管理事務所）

### 2 意 見 ・ 要 望 事 項

(財 産)

#### (1) 未処分地の有効活用を検討すべきもの

東京港防災事務所には、事務所入口に来客者用駐車場（1,225㎡）がある。

同駐車場は、臨海開発部所管の売却等予定地（以下「未処分地」という。）であるが、国への一時貸付が終了した平成6年度以降、同事務所に隣接しているため、事務所来客者用駐車場として利用されているものである。

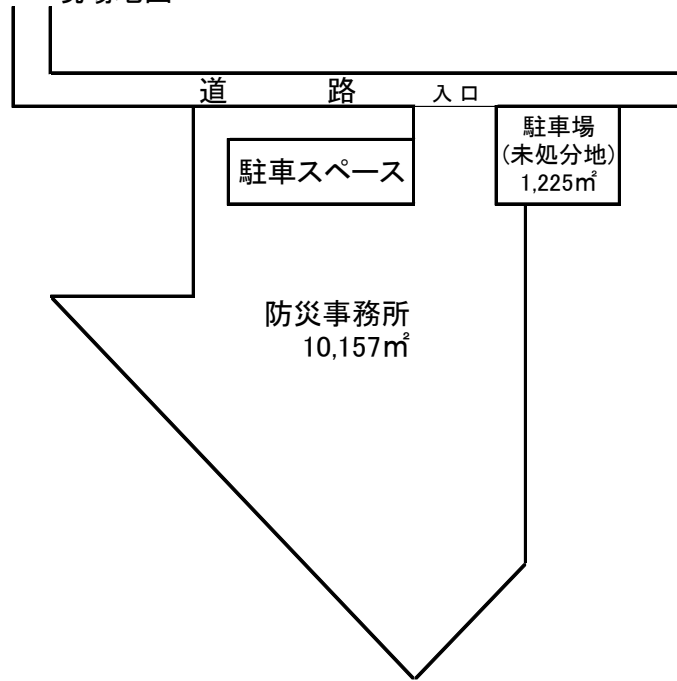
しかしながら、事務所敷地（1万157㎡）内には、既に来客者用の駐車スペースが十分確保されており、未処分地を使用する必要性は認められない。

未処分地は、事務所最寄り駅から徒歩5分程度の好立地にあることから、有効活用することが望ましい。

部は、未処分地について、早急に有効活用を検討すべきである。

（臨海開発部）

現場地図



## 東京消防庁

### 1 指摘事項

(歳出)

#### (1) 単価契約における発注件数等について、チェック体制の整備を図るべきもの

総務部では、給与事務等の電算処理に伴い、住民税決定通知書外18種類の帳票のデータ入力委託契約をAと単価契約により締結している(推定総金額:307万914円、契約期間:平成16.4.1~平成17.3.31)。

この契約は各部から提出された帳票のデータを磁気テープに入力し、給与支給システム、消防団員管理システム等で使用できるようにするものである。

ところで、この委託契約について見たところ、

- ① 入力する帳票のデータ数を予定件数で発注しており、実際にAに渡した数量の確認を行っていない。
- ② 毎回の納品時に添付される伝票の件数と、これらをまとめて月末の請求時に提出される納品書の件数とが相違しており適切な履行確認が行われていない。

このため、平成16年9月分から11月分にわたって、納品書の記載間違いに気づかないまま支出が行われている事例が認められた。

単価契約において委託者側が発注件数を正確に把握することは、契約の履行確認を適切に行う上で必須であり、また、取り扱う個人情報の保護を図る上でも重要である。

部は、単価契約における発注件数の把握や履行確認を適切に行うことができるよう、チェック体制の整備を図りたい。

(総務部)

# 交 通 局

## 1 指 摘 事 項

(収 入)

### (1) 行政財産の使用許可に伴う使用料の算定を適切に行うべきもの

資産運用部では、都営地下鉄駅構内を魅力ある空間とするとともに、利用客の利便性の向上を図るための方策の一つとして、軽飲食店等の専門店舗の設置（以下「構内営業」という。）を推進しており、平成17年5月現在の出店状況は表1のとおりである。

部は、構内営業の実施に当たっては、Aに対し、駅構内の使用許可を行い、その使用料は、構内営業取扱要領（昭和53年交経第918号）に基づき、売上げに対する歩合制を基本として四半期ごとに徴収している。

また、Aは、基本構造工事（以下「工事」という。）を行った上で、専門店舗を経営する業者に業務委託を行い、構内営業を実施している。

ところで、平成16年度に係る構内営業の使用料算定について見たところ、構内営業受託業者の売上月額に一定歩合を乗じた額を算出し、その額から工事費等のAが支出した必要経費を差し引いた額を毎月の使用料としている。

しかしながら、工事費として認定した額については、部はAから聴き取りを行っているのみで、工事費が適切なものであるかを確認できる証拠書類は徴しておらず、適切でない。

部は、行政財産の使用許可に伴う使用料の算定を適切に行われたい。

(資産運用部)

(表1) 都営地下鉄駅における専門店の設置状況

路 線 名	総駅数	設置駅数	設置店舗数
浅 草 線	20	3	3
三 田 線	27	5	9
新 宿 線	21	8	13
大 江 戸 線	38	6	6

(収 入)

### (2) 都電の貸切りに係る取扱いを適正に行うべきもの

荒川電車営業所は、東京都電車条例施行規程（昭和39年交通局規程第37号、以下「規程」という。）に基づき都電の貸切運行を行っているが、この取扱いについて見たところ、表2の事例のとおり、貸切乗車券の発売及び払戻手続を行っていないなどの規程に基づかない不適正な取扱いとなっている。

営業所は、都電の貸切りに係る取扱いを適正に行われたい。

( 荒川電車営業所 )

(表2) 都電の貸切りに係る取扱い状況

事 項	東京都電車条例施行規程上の取扱い	現 状	根 拠
運送契約の成立時期、貸切乗車券の様式、貸切乗車券の発売	所定の貸切乗車券の発売・購入をもって運送契約が成立する。	平成16年度に貸切りを行っているにもかかわらず、貸切乗車券を全く発売していない。運賃については、乗車時又は乗車後に受領し、領収書を発行している。	規程第3条 規程第15条 規程第25条
貸切旅客運賃	貸切旅客運賃は、局が認定した学校で一定の要件を満たした場合は、学生生徒団体の運賃(大人:1車につき12,290円、小児:1車につき7,680円)とする。	一定の要件を満たさない団体についても学生生徒団体の適用をしている。	規程第3条 規程第6条 規程第25条
旅客運賃の払戻し	貸切乗車券が未使用で、かつ、通用期間前又は期間内であるときに限り、旅客運賃額の払戻しを請求することができる。払戻手数料は、1枚につき200円とする。	乗車券を発売していないことから、乗車後においても、引受内容の変更を認め、運賃を変更しており、申込書と領収書が突合できないものがある。払戻手数料は徴収していない。	規程第51条

(収 入)

(3) 収入金の管理を適切に行うべきもの

高速電車事業の運輸収益に係る現金の管理状況について見たところ、次のとおり適切でない点が見受けられた。

電車部及び資産運用部は、収入金の管理を適切に行われたい。

ア 各駅では、自動券売機等の売上データと現金有り高を突合して、収入調定額を決定しているが、突合の結果、売上データと現金有り高とが相違している場合には、原因を調査の上、売上データを更正し、現金有り高を収入調定額としている。

各駅は、売上データを更正したときは、その金額、原因等を電車部に報告しているが、この報告にあたって、電車部は報告内容を裏付ける証拠書類の添付等を各駅に義務付けていない。

そのため、管理責任を有する電車部が、適正な調定金額であるかを検証できない状況となっている。

イ 各駅は、収入調定後、現金を金融機関に預託し、一方、資産運用部は、収入金の預託業務について、金融機関(株式会社みずほ銀行及び株式会社東京三菱銀行)と「東京都交通局保管銀

行業務の取扱いに関する契約」を締結している。

この契約において、調定金額（事業所が預託時に添付した預託票の金額）と預託現金とに相違があった場合は、調定金額を収入として計上し、預託現金との過不足金については、精算することとしている。

ところで、資産運用部は、金融機関から報告のあった相違について、相違金額1駅1,000円以上は電車部に連絡して調査・更正させるなどの処理をさせ、一方、相違金額1駅1,000円未満は過不足金の差引不足額を資産運用部で前渡金（(項) 営業外費用（目）雑支出）により補充している。

しかしながら、資産運用部は、この補充を行ったものについて、電車部へ連絡しておらず、電車部は事実関係を把握できないことから、その原因を調査・究明し対応することができない状況となっている。

（電車部）

（資産運用部）

## 水 道 局

### 1 指 摘 事 項

(収 入)

#### (1) 水道及び下水道料金の減額に係わる事務処理を適切に行うべきもの

水道局では、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）第30条第1項及び東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第20条第1項に基づき、契約者からの申請により、水道及び下水道料金の減額を行っており、「営業事務取扱手続」によると、水道料金下水道料金減額申請書は、中止等に伴い失効してからも引き続き5年間保管することとなっている。

ところで、社会福祉施設及びめっき業の申請に係る事務処理について、次のとおり適切でないものが見受けられた。

ア 局は、社会福祉施設に係わる減額適用にあたっては、当該施設に対する適用の可否を局で判断することが困難であることから、営業所が受付けた申請を福祉保健局へ照会することにより、確認を行うこととしている。

しかしながら、板橋北営業所、北営業所及び中野営業所において、表1のとおり、申請書が保管されていないもの及び福祉保健局による回答が付されていないものがあり、適切でない。

(表1) 社会福祉施設の減額適用件数と申請の状況

営業所	減額適用件数	申請書がないもの	回答が付されていないもの
板橋北	22件	14件	4件
北	42	3	0
中野	29	0	15

イ 板橋北営業所、北営業所及び中野営業所において、現在適用されているめっき業に係る減額の申請についてみたところ、表2のとおり、申請書が保管されていないもの及び当該減額の適用について意思決定されていないものがあり、適切でない。

(表2) めっき業の減額適用件数と申請の状況

営業所	減額適用件数	申請書がないもの	意思決定がないもの
板橋北	11件	10件	0件
北	14	7	0
中野	7	0	7

各所は、減額に係わる事務処理を適切に行われたい。

(板橋北営業所)

( 北 営 業 所 )

( 中 野 営 業 所 )

( 財 産 )

(2) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

多摩水道改革推進本部は、平成12年2月に、多摩ニュータウン水道事務所電気係仮設事務所（多摩市愛宕2-51、267㎡、軽量鉄骨プレハブ造、地上2階、建設費：約2,587万円）を建設しているが、一時的に使用するものであることから仮設物であるとして、固定資産の取得手続きを行っていない。

しかしながら、当該仮設事務所は、当初4年間事務所として使用する予定であったものであり、かつ現在も事務所として使用しているものであることから、固定資産として取り扱うべきであり、その取得手続きを行っていないのは適正でない。

本部は、仮設事務所を固定資産として、適正に管理する必要がある。

( 多 摩 水 道 改 革 推 進 本 部 )

( 財 産 )

(3) 林道の管理を適切に行うべきもの

水源管理事務所（以下「所」という。）は、多摩川上流域の東京都と山梨県にまたがる標高500～2,100mの山岳地帯に、良好な森林の保護・育成、安定した河川流量の確保などのため、2万1千ha（区部面積の35%）を超える水道水源林（以下「水源林」という。）を管理している。この管理の一環として、林道の開設及び管理を行っているが、次のとおり適切でないものが見受けられた。

ア 所は、表3のとおり産業労働局（以下「産労局」という。）からの委託を受けて、林道（5万7,774m）の開設工事を行っているが、その日常的な管理業務についても、水源林の管理に必要があるとして、所が行っている。

しかしながら、これらの林道は産労局が所管するものであり、所と産労局との間で管理及び経費負担について何の取り決めを定めていないまま、管理に係る経費を全額負担しているのは適切でない。

イ 所は、表4のとおり民間事業者から譲与を受けた林道及び自ら設置した林道（2万9,033m）を所有しているが、固定資産に計上しておらず、適切でない。

所は、林道の管理を適切に行われたい。

( 水 源 管 理 事 務 所 )



(表3) 林道開設・管理経費

(単位：千円)

線名		施工期間	総延長 (m)	受託事業費累計	水道管理費累計 (13年～15年度)
小川谷線		昭和29年度 ～昭和41年度	7,076	(91,417) 152,367	102,762
犬麦線		昭和42年度 ～昭和46年度	1,688	(28,247) 70,620	1,004
日原線		昭和21年度 ～昭和48年度	8,808	(130,584) 209,405	116,599
小菅線		昭和29年度 ～昭和47年度	3,375	(56,349) 99,392	115,725
後山線		昭和17年度 ～昭和34年度	8,722	(34,863) 58,112	101,084
塩沢線		昭和26年度	540	(不明) 2,349	0
泉水 横手山 線	泉水中段線	平成元年度 ～平成12年度	3,441	—	—
	横手山線	昭和49年度 ～昭和63年度	4,163	—	—
	計	昭和28年度 ～平成12年度	7,604	—	—
一ノ瀬線		昭和34年度 ～昭和56年度	12,338	(386,711) 499,623	99,874
大ダル線		昭和57年度 ～平成16年度	10,705	(718,288) 1,290,582	96,416
合計			57,774	(1,827,542) 3,182,094	633,464

(注) ( )書きは、国庫補助金で内書である。

(表4) 固定資産未計上林道

(単位：千円)

線名	施工期間	総延長 (m)	林道開設費累計	水道管理費累計 (13年～15年度)	備考
孫惣谷線	昭和36年度 ～昭和38年度	4,240	金額不明	0	譲与
山椒沢線	昭和44年度	1,276	台帳記載無 のため不明	1,263	所施工
泉水谷線	昭和28年度 ～昭和36年度	6,875	金額不明	0	譲与
笠取線	昭和28年度	16,642	金額不明	48,623	譲与
合計		29,033		49,886	

(その他)

(4) メータクロスが発生状況などの情報を的確に把握し、効果的な防止策を講じるべきもの

各営業所では、水道料金を誤って徴収した場合には、更正の原因及び根拠を記載した料金更正算定表を作成する。

南部第二支所管轄下の各営業所において料金更正算定表を見たところ、集合住宅などで、同一箇所に複数の給水管が所在する場合等において、メータ取り付け時にメータを取り違えて取り付けしたこと（以下、「メータクロス」という。）による料金更正が見受けられた。

給水部は、「メータ引換及びメータ位置変更・止水栓設置工事請負単価契約」（以下、「メータ引換工事」という。）を締結し、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく8年に1度の水道メータの交換を行っているが、メータクロスは、このメータ引換工事などの実施に際して、取り付け箇所を誤ったことなどにより発生している。

メータクロスが発生した場合、利用者の信頼を損なうことになるばかりでなく、また、各営業所では、料金の徴収及び還付にかかる利用者との調整に多大な人・時間を要し、徴収すべき差額が欠損となる場合があるなど、多くの問題が発生する。

しかしながら、メータクロスの発生を、営業所から、メータ引換工事等を所管する支所に伝達する仕組みがなく、そのため、発生状況を踏まえた業者への指導など、具体的な防止策をとることができない状況となっている。

部は、メータクロスの発生状況などの情報を的確に把握し、効果的な防止策を講じられたい。

(給水部)

## 下 水 道 局

### 1 指 摘 事 項

(支 出)

#### (1) 前渡金に係る事務を適切に行うべきもの

前渡金の事務処理については、東京都下水道局会計事務規程（昭和41年下水道局管理規程第30号。以下「規程」という。）により定められているが、この前渡金に係る事務処理について見たところ、

ア 規程第75条第2項によれば、「資金の前渡を受けた者は、前渡金受払簿を備え、出納の都度、前渡金の整理をしなければならない。」とされている。

しかしながら、経理部で定めている当該受払簿の様式は、前渡金受入額、前渡金支払額及び前渡金残額のみを記帳するもので、保管している残額の内訳である現金、預金を区分する欄がない。そのため、受払簿に記帳整理されている内容が、現金と預金に分けて保管している実態に適応しないものとなっている。

イ 規程第74条第5項によれば、常時必要とする費用は、月ごとの所要額を予定して、その範囲内において前渡することができるとしている。

ところで、小菅水再生センター及び中部建設事務所では、月ごとの所要額を予定して前渡金を用意する場合は、前月分の精算と同時に当月分の必要額を請求しているが、請求日当日に、その入金予定金額を、前渡金受払簿に前渡金受入として記帳しているため、実際に前渡金が入金されるまでの間、受払簿に記帳された前渡金残高が、実際の残高と一致しないものとなっている。

部及び所は、前渡金の事務を適切に行われたい。

( 経 理 部 )

( 東部第二管理事務所 )

( 中部建設事務所 )

(支 出)

#### (2) 管渠維持補修工事において「迅速施工」等を選択した理由を明確にすべきもの

施設管理部は、下水道施設を緊急に補修することを目的として、Aと「管渠維持補修工事（単価契約）」（推定総金額26億8,275万円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）を締結し、概算額500万円までの下水道本管・取付管、汚水拵等の補修工事等（以下「補修等」という。）を行なっている。

契約書によれば、施工指示後72時間以内に着手すべき場合は「緊急施工」、72時間を超えて着手するものを「迅速施工」としている。

この工事費について見ると、迅速施工の場合は、短期間に施工体制を整える必要があることなどから通常の工事を発注する場合に比べ割高になっており、緊急施工の場合は、緊急度がより高いことから迅速施工の工事費よりもさらに割高となっている。

ところで、補修等の必要が生じたときは、各管理事務所が「管渠維持補修工事施行通知書」（以下「施行通知書」という。）によりAに施工を指示している。

しかしながら、各管理事務所で作成した施行通知書を見ると、補修等の内容は記載されているものの、緊急に補修する必要があると判断した理由が記載されていない。

部は、各管理事務所に対して、補修等をこの契約によって実施すべき理由、また、「迅速施工」もしくは「緊急施工」を選択した理由などを施行通知書に記載させるなど、理由を明確にするよう指導されたい。

（施設管理部）

## 2 意見・要望事項

（収 入）

### （1）収入事務のあり方を見直す必要のあるもの

宅地造成等を行うもの（以下「申請者」）が、宅地造成等に際して公共下水道のます及び取付管（以下「公共ます」）の設置を行う場合、申請者は、施工能力を有すると局が認定しているもの（以下「施工者」）に設置工事を請け負わせ、同時に、当該工事に関する局との協議や費用の支払いなどを施工者に委任している。

ところで、設置工事に伴い区道の掘削を行う場合は、区に対する道路掘削申請は、局が行わなければならないとされている。そのため、局は、道路復旧費を区に支払った上で、施工者に対して同額を請求しているが、表1のとおり履行遅滞となっているものがあり（46件、425万2,527円）、中には、施工者が破産等している事例（5件、52万1,129円）も認められた。

未収金の請求の状況について見ると、局は、施工者には請求しているが、本来の債務者である申請者には、請求を行っていない。これは、①申請者は、通常、施工者に対して工事代金を前払しており、申請者に請求した場合、申請者にとっては二重払いとなりうることから、申請者の理解が得られにくいこと、及び②申請者による施工者への委任を局が承認していることから、請求は、まず、施工者に対して行うべきであるとの考えによるものである。

しかしながら、本来の債務者は申請者であることから、申請者に請求しないことは適切でない。

局は、現在の公共ます設置工事に係る収入事務のあり方を見直す必要がある。

（施設管理部）

(表1) 公共ます設置工事において履行遅滞となっている未収金の状況

所 名	件 数 (件)	金 額 (円)
中 部管理事務所	18	3,421,281
北部第一管理事務所	3	332,572
北部第二管理事務所	7	64,259
東部第二管理事務所	8	121,854
西部第一管理事務所	2	13,140
西部第二管理事務所	3	129,340
南 部管理事務所	5	170,081
計	46	4,252,527

教 育 庁

1 指 摘 事 項

(歳 入)

(1) 事務処理を適切に行うべきもの

大島南高等学校は、寄宿舎を利用する生徒から賄費を徴収している。

ところで、平成14年度以前に発生した収入未済金のうち、表1に示す、債務者AからDの事務処理について見たところ、次のとおり不適切なものが認められた。

① AからCについては、平成15年10月までは督促等を行っていたものの、その後、監査日(平成17.7.7)現在まで、回収等の事務処理が行われていない。

② 平成15年3月に卒業したDについては、同年2月分の賄費9,156円が未納となっていたが、学校はDの在学中に回収手続を行わず、表2のとおり、卒業後1年6か月以上経過してから、初めて督促を行っており、監査日(平成17.7.7)現在、回収が図られていない。

学校は、賄費の未納に対する督促を適時適切に行うなど、収入未済金に関する事務処理を適切に行われたい。

(大島南高等学校)

(表1) 平成14年度以前に発生した収入未済金の状況

(単位:円)

調定年度	債務者名	金 額	備 考
平成10年度	A	192,515	
平成11年度	B	108,064	
平成14年度	C	163,452	平成14年9月～平成15年1月分
	D	9,156	平成15年2月分
合 計		473,187	

(注) 賄費は、1日3食、1,308円である。

(表2) D(平成15年3月卒業生)に対する督促の状況

年 月 日	処 理 経 過
平成16年11月16日	自宅へ督促電話。保護者に未納分(金額及び内容)を連絡。
平成16年11月17日	すべて納入済みと思っていた。卒業後1年以上経過してなぜ今頃督促をするのか疑問との連絡を受ける。

(歳 出)

(2) 工事に当たり関係者と十分に調整すべきもの

学務部は、八王子北高等学校の学校用地の一部をEから借りていたが、Eがその用地において

宅地開発を行うこととしたため、用地に敷設してある学校の下水道管を開発の支障とならない道路予定地に移設した上で、用地を返却することとなった。

しかしながら、部は、E等と十分な調整を行わずに設計図書を作成し、工事を施行（表3の①工事）したことから、移設した下水道管の一部（図1の「支障部分」）が宅地予定地にかかり、開発に支障を来すこととなった。このため、部は、再度、支障部分を道路予定地に移設する工事（表3の②工事）を行っている。その結果、図1に示す「②工事による撤去部分」に係る新設・撤去費用が不経済支出となっている。

部は工事に当たり、このような不経済支出が生じないように、関係者と十分に調整されたい。

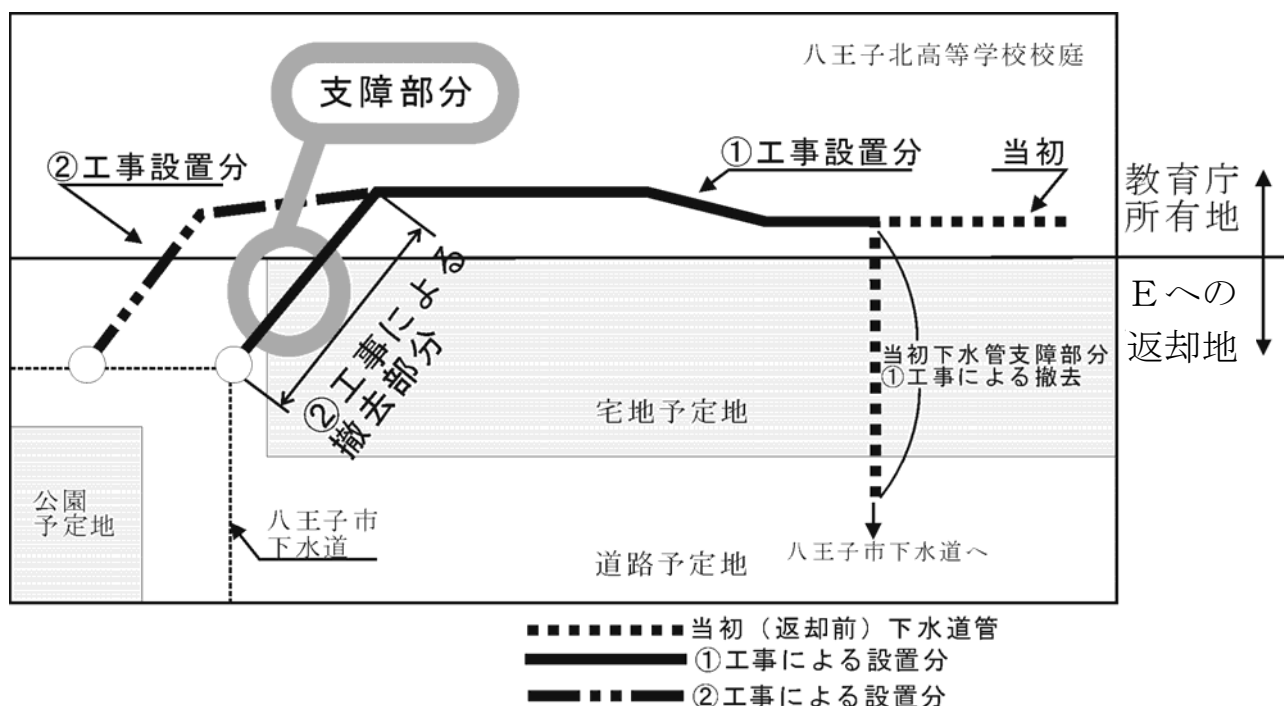
（学務部）

（表3）下水道管移設工事

（単位：円）

区分	件名	金額	契約日	工期
①工事	下水道切回し工事	2,492,700	平成16.5.6	平成16.5.31
②工事	下水道改修工事	1,799,175	平成16.9.8	平成16.10.6

（図1）工事の概要図



（歳出）

（3）パソコン教室について

学務部は、パソコンを利用して各教科の授業を行うことを目的として、各高等学校にパソコン教室を設けている。パソコン教室には、部が定めた標準仕様（表4のとおり）に基づいて、集団学習装置を備えている。集団学習装置は、1学級の生徒について一人一台のパソコンを割り当て、

これをLAN（ローカルエリアネットワーク）に接続して教員がコントロールできるようにしたものである。

部は、当初、集団学習装置をリースにより整備してきたが、リース期間の終了に伴い、順次、機器を更新している。更新にあたり、111校はリース契約により、81校は購入契約により、新たな集団学習装置を整備している。

集団学習装置のリース契約は、部が選定したリース物件を業者が購入し、業者は物件の購入に係る費用をリース期間中に全額回収するもので、部は、物件購入価格にリース料率1.8%を乗じて月額リース料を積算している。リース期間は、リース開始年度の最初の1か月を工事期間にあて、5年11か月（71か月）となっている。

（表4）集団学習装置の標準的な機器構成

機 器 等	40人学級の場合
サーバー	1 式
教師用PC	1 式
生徒用PC	40 式
プリンター	7 台
管理システム・AV機器	1 式
机	23 台
椅子	41 台
プリンター台	7 台
フリーアクセスフロア	120 m <sup>2</sup>

ア 保守料金の積算を適正に行うべきもの

集団学習装置の保守料金について見たところ、表5①のとおり、保守料金をリース料金とは別に積算すべきところ、部は、表5②のとおり、リース期間71か月から製品保証期間11か月を除いた60か月分の保守料金300万円（月当たり5万円×60か月）をリース物件購入価格に算入し、リース料金に含めて積算しており適正でない。

この結果、表6のとおり、1教室あたり合計83万4,000円が過大積算となっている。

部は、リース契約に係る保守料金を適正に積算されたい。

（学 務 部）



(表5) 月額リース料金及び保守料金の算定方法にかかる正誤表

		リース 期 間	月額リース料金	月 額 保 守 料 金
①正	初年度 (保証期間)	11 か月	機器等価格×1.8%	0円
	2～6年目	60 か月		5万円
②誤	全 期 間	71 か月	(機器等価格+60 か月分保守料金 300 万円) ×1.8%	

(表6) 過大積算額

正		誤 (現状)	
保守料金 支払期間	リース期間 (71 か月) から 製品保証期間 (11 か月) を 除いた期間  60月①	保守料金 支払期間	リース期間と同じ  71か月④
保守料金月額	50,000円②	月額リース料に 含まれる 保守料金相当額	54,000円⑤  (300万円×1.8%)
リース期間中 の保守料金	3,000,000円  ③=①×②	リース期間中の 保守料金相当額	3,834,000円  ⑥=④×⑤
差し引き過大積算額 (⑥-③)			
83万4,000円			

## イ 集団学習装置の更新を適切に行うべきもの

表4の機器等のうち、机・プリンター台・椅子・フリーアクセスフロアは、リース業者から所有権の移転を受けるなどして、リース期間終了後も継続して利用できるにもかかわらず、部は、集団学習装置の更新に当たり、これらについても撤去・新設を行っており、適切でない。

その結果、机・フロアなどの更新に係る費用が不経済支出となっている。なお、1教室分の机・フロアなどに係る更新費用を試算すると、表7のとおり、購入により更新した学校では購入価格である485万9,000円、リースにより更新した学校では71か月分の合計リース料金である620万9,802円となる。

部は、リース機器の利用可能期間を認識し、更新を適切に行われたい。

(学 務 部)

(表7) 1教室分の机・フロアなどの更新に係る経費

(単位：円)

	リース物件購入価格の積算			更新費用	
	単価	数量	金額	購入による学校	リースによる学校
机	52,500	23台	1,268,000	4,859,000	6,209,802 (注)
プリンター台	30,000	7台	221,000		
椅子	8,550	41台	370,000		
フリーアクセスフロア (仕上がり高さ70mm)	25,000	120㎡	3,000,000		
計			4,859,000		

(注) 購入価格計4,859,000円×リース料率1.8%×リース期間71か月

(歳出)

## (4) 被服貸与に係る事務を効率的に行うべきもの

東京都教育委員会被服貸与規程(昭和27年9月9日教育委員会訓令甲第7号)では、職員に対し、職務の執行上必要な被服を貸与することと定められている。

福利厚生部は、被服貸与データ電算集計処理委託契約(単価契約、推定総金額44万8,980円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31、以下「電算集計委託」という。)をFと締結し、各学校から年4回提出される手書きの貸与被服調書の入力、集計、帳票出力及び貸与品の品名とコード番号の突合等のエラーチェックなどを行わせている。

一方、各学校は、都の事務用ネットワーク(TAIMSネットワーク)で結ばれており、その端末であるパーソナルコンピュータには表計算ソフトウェア及びデータベースソフトウェアが必ず備えられている。

部は、表計算ソフトウェアもしくはデータベースソフトウェアを用いて貸与被服調書を作成・集計することで、エラーの予防、集計及び帳票出力の自動化を行うことができるにもかかわらず、電算集計委託を継続しており適切でない。

部は、被服貸与にかかる事務を効率的に行われたい。

(福利厚生部)

(財産)

## (5) 行政財産の管理を適正に行うべきもの

生涯学習スポーツ部は、所管の調布庁舎(味の素スタジアム内)の一部(654.92㎡)を財団法人東京都生涯学習文化財団に財団事務局として、目的外使用許可(平成16年度使用料；年額992万9,892円)している。

調布庁舎内の施設の状況についてみたところ、1階のスポーツ情報資料室、情報処理室、

書庫等（218.94㎡）については、目的外使用許可をしていないにもかかわらず、財団が事務室等として使用している状況が認められた。

部は、行政財産の管理を適正に行われたい。

（生涯学習スポーツ部）

（補助金等）

（6）都立高校定時制課程等に係る補助金の交付を適切に行うべきもの

学務部は、「東京都立高等学校定時制・通信制課程教科用図書補助金交付要綱」（平成8年3月6日教育長決定）などにより、定時制課程等の勤労青少年の修学条件の改善を図るために、教科書代及び夜食費に対して補助金を交付している。

補助金の交付対象者は、原則として定職に就いている者などの有職生徒であるが、「職に就く意思はあるが、職がなく求職中」（以下「求職中」という。）の生徒であっても証明があれば対象としている。

ところで「平成16年度東京都立高等学校定時制・通信制課程教科用図書補助金の取り扱いについて（通知）」（平成16年3月11日付教育長通知）によると、「求職中」であることの証明は、ハローワークの求職受付票によるほか、学校長が行う（職業安定法27条に基づき、学校長がハローワークの業務の一部を分担している場合）こともできるとしている。

そこで、各校の補助申請・認定に係る状況を見たところ、

- ① 表8のとおり、蔵前工業高等学校など、「求職中」であることの認定要件をハローワークの求職受付票のみに限定している学校がある一方、江北高等学校などでは、学校長による証明により定時制の生徒全員を補助対象として認定している。
- ② 葛飾商業高等学校では、担任教諭の指導の差から、表9のとおり、学級間の申請・認定率に差が生じている。

など、学校間・学級間において申請・認定率に大きな差が見受けられた。

これは、部が、「求職中」であることについて、具体的な判断基準を定めていないことによるものである。

部は、勤労青少年の修学条件の改善という補助事業の目的を各校に改めて周知徹底させるとともに、各学校において公平な取り扱いとなるよう基準を定められたい。

（学務部）

(表 8) 各校における補助申請・認定の状況

(単位：人、%)

	蔵前工業	三田	小山台	江北	芝商業	日比谷	大崎	葛飾商業
現員	50	49	150	280	60	29	136	122
認定者	17	39	102	280	57	28	135	83
認定率 (%)	34.0	79.6	68.0	100	95.0	96.6	99.3	68
求職者	1	17	25	223	22	11	注) 50	60
ハローワーク求職票	1	17	21	0	0	0	14	7
校長の証明	0	0	4	223	22	11	33	53
職安法 27 条の適用	有	無	有	有	有	有	有	有

(注) 大崎高等学校の求職者 50 人には、証明書等紛失により内訳不明の者 3 名を含む

(表 9) 葛飾商業における補助申請・認定の状況

(単位：人、%)

	1 A	1 B	2 A	2 B	3 A	3 B	4 A	4 B	計
現員	22	29	12	15	18	12	8	6	122
認定者	14	20	7	14	17	7	2	2	83
認定率 (%)	63.6	69.0	58.3	93.3	94.4	58.3	25.0	33.3	68.0
求職者	12	19	6	11	9	3	0	0	60
ハローワーク求職票					7				7
校長の証明	12	19	6	11	2	3			53

## 警 視 庁

### 1 指 摘 事 項

(歳 出)

#### (1) 契約手続を適正に行うべきもの

総務部は、東大和体育センターの訓練グラウンド芝生地の一部について、芝生の張替えを行うため、「警視庁東大和体育センター芝生植込工事」契約をAと締結している(契約金額:375万9,000円、契約年月日:平成16年5月7日、工期:平成16年6月4日)。

ところで、Aは、芝生植込工事が終了したとして、工期内である平成16年6月3日に工事完了届を提出し、同日付で部の監督員が受付している。

しかしながら、Aが部に提出した工事写真帳及び納品書を見たところ、張替える新しい芝生が、表1のとおり、平成16年6月3日、4日及び7日にトラックで搬入されている状況が見受けられた。

これは、別契約で実施している除草作業(芝生植込工事部分を除く)と時期が重なったため、部が、Aに対し工期の延期を口頭で指示したものの、書面による契約変更の手続を行わず、工期内の工事完了届を形式的に提出させたことが原因である。

部は、監督員、契約部署等それぞれの事務分担と相互のチェック体制を全うすることにより、契約手続を適正に行われたい。

(総務部)

(表1) 訓練グラウンド芝生搬入状況

区 分	面積、搬入量
訓練グラウンド芝生面積	7,665 m <sup>2</sup>
芝生植込工事面積	※ 2,860 m <sup>2</sup>
平成16年6月3日搬入	750 m <sup>2</sup>
平成16年6月4日搬入	750 m <sup>2</sup>
平成16年6月7日搬入	1,400 m <sup>2</sup>

※ 芝生植込工事面積と実際に搬入された芝生では、差異が生じている。

(歳 出)

#### (2) 履行確認を適切に行うべきもの

総務部は、島しょ地域の繁忙期におけるパトロール強化及びイベント対応等に要する車両(白バイ、パトカー等)を管下の各警察署に配備するため、海上運搬契約(単価契約、契約期間:平成16.4.1~平成17.3.31、契約金額:112万8,792円(小笠原経路)、452万4,535円(伊豆七島経路))をB及びCとそれぞれ特命随意契約により締結し、その契約内容は表2のとおりとなっている。

ところで、両契約における履行確認状況について見たところ、

- ① 運搬請負契約書第3条（責任者の派遣）によると、乙（受託業者）は、甲（警視庁）の指定する日時及び場所に責任者を派遣しなければならないとしているが、派遣の状況を確認できる書類等が、監査日（平成17.4.27）現在、存在しないため、履行状況が不明である。
- ② 受託業者の「車両送り状」（車両を船に積載する際に記入する書類）を履行確認の根拠としているが、積載日及び受託業者の受領印が無いものなどが添付されているなど、確認書類として不十分であるにもかかわらず、受託業者に支払いをしており適切でない。

また、船による搬送においては、天候等の条件により運航日が左右される実態を勘案すると、当該契約の履行完了の確認を確実にを行うためには、実際の搬送日（履行日）について明確に判断できる受領証などの書類を徴し、併せて確認すべきである。

部は、運搬請負契約の支払いに当たって、履行確認を適切に行われたい。

（総務部）

（表2）車両の海上運搬契約

（伊豆七島経路内訳）

（単位：台、円）

運搬区間	自動車（小型・普通） 5.0 t 迄			自動車（小型・普通以外 の大型車両）7.5 t 迄			二輪車（251cc以上）		
	税込 単価	予定 数量	推定金額	税込 単価	予定 数量	推定金額	税込 単価	予定 数量	推定金額
芝浦～大島	23,120	25	578,000	39,608	2	79,216	7,550	14	105,700
芝浦～利島 新島 式根島	27,200	20	544,000	46,575	2	93,150	8,851	15	132,765
芝浦～神津島 三宅島	29,840	35	1,044,400	51,045	2	102,090	9,743	15	146,145
芝浦～御蔵島 八丈島	34,240	25	856,000	58,575	2	117,150	11,157	15	167,355
芝浦～青ヶ島	48,560	2	97,120				15,842	2	31,684
大島～利島	23,245	2	46,490				6,619	2	13,238
新島～式根島	23,245	4	92,980				6,619	4	26,476
新島～神津島	24,730	4	98,920				7,066	4	28,264
三宅島～御蔵島	17,850	2	35,700				5,094	2	10,188
八丈島～青ヶ島	30,125	2	60,250				8,627	2	17,254
計		121	3,453,860		8	391,606		75	679,069
推定総金額								4,524,535	

（小笠原経路内訳）

（単位：台、円）

運搬区間	種類	税込単価	予定数量	推定金額
芝浦～父島	四輪車（小型・普通自動車）	70,770	10	707,700
〃	四輪車（軽・小型・普通自動車以外の車両）	99,078	2	198,156
〃	二輪車	14,154	4	56,616
父島～母島	四輪車	37,800	4	151,200
〃	二輪車	7,560	2	15,120
推定総金額				1,128,792

(財 産)

(3) 公有財産の記録管理を適正に行うべきもの

交通部は、交通の安全と円滑化を図るとともに、駐車秩序を確立することを目的として、必要やむを得ない一時停車を認めるため、工作物であるパーキング・メーターを設置し、これを公有財産として管理している。

ところで、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第17条によると、出納長又は局長等は、その所管に属する公有財産について、地方自治法第238条第1項に掲げる種類（土地、建物、建物以外の工作物及び立木）及び同条第2項に定める分類に従い公有財産台帳（以下「台帳」という。）を備え付け、異動のあった都度、補正しなければならないとしている。

しかしながら、台帳を見たところ、平成17年3月15日にパーキング・メーター87台を取り壊したことにより、2,886万9,755円相当分を減少しなければならないにもかかわらず、表3のとおり、部が、誤って異なる価格を増加したために、平成16年度末残高が5,731万2,000円過大となっていることが認められた。

部は、公有財産の記録管理を適正に行われたい。

(交 通 部)

(表3) パーキング・メーター公有財産台帳増減額正誤表

年月日	増減異動事由	財産価格（円）	台帳残高（千円）		差異（千円） (B-A)
			正(A)	誤(B)	
H17.3.15	取壊（87台）	28,869,755	5,327,504 (取壊しにより残高を減少)	5,384,816 (誤って異なる金額を増加)	57,312

収用委員会事務局

1 意見・要望事項

(1) 複写サービスに関する契約について検討すべきもの

収用委員会事務局は、複写サービスに関する契約をAと特命随意契約により締結している（単価による推定総金額：418万8,132円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）。

本件契約に係る複写機は、平成15年4月1日に導入したものであるが、仕様書によると、複写機の機器は、白黒コピー専用機1台と複合機1台（ネットワークプリンター及びネットワークスキャナーとして使用可能で白黒及びカラーとして切替え使用ができる機種）との2台を設置することとしている。

この複写機の使用料は、基本サービス枚数に対する単価と超過複写に対する1枚当たり単価の合算額により算定されるものである。しかし、本件契約は、白黒コピー機について、基本サービス枚数と超過複写に対する単価設定がなされているものの、複合機は、複写1枚当たりだけの単価設定となっており、その単価の内訳を見ると、表1のとおり、白黒コピー機が複合機としての単価設定になっていることから、その単価が他局の複写機に比べ非常に割高となっている。

この要因は、平成15年度の見積競争において、見積金額を仕様書に則して徴すべきところ、これを行わなかったことによるもので、結果として適切を欠くものとなっている。

局は、仕様書に基づき算定した場合の単価を明らかにするなど、複写サービスに関する契約について検討されたい。

（収用委員会事務局）

（表1）収用委員会事務局の契約内容とB局の契約内容との比較

（単位：枚、円）

収用委員会事務局			B局の例		
区分	枚数	単価	区分	枚数	単価
白黒	基本ネットワーク入出力料金 基本ベース枚数 15,000 含む	130,000	白黒	基本ベース枚数 20,000 含む	50,000
	超過複写ネットワーク入出力料金 15,001～30,000 まで	@4.20		20,001～40,000 まで	@1.60
	30,001～40,000 まで	@3.80		40,001～60,000 まで	@1.50
	40,001 以上	@3.35		60,001 以上	@1.40
カラー	1～1,000 まで	@35.73	—	—	—
	1,001～3,000 まで	@33.54		—	—
	3,001 以上	@29.35		—	—



<別表1> 実地監査期間一覧

局 名	実地監査期間
知事本局	平成17年4月8日及び11日
総務局	平成17年2月8日から同月22日まで (ただし、大島支庁は、平成17年7月4日、5日及び6日)
大学管理本部	平成17年4月14日から同月27日
財務局	平成17年4月18日から同月27日まで
主税局	平成17年5月13日から同年6月27日まで
生活文化局	平成17年2月7日から同年2月25日まで
都市整備局	平成17年2月7日から同年4月27日まで
環境局	平成17年4月14日から同月27日まで
福祉保健局	平成17年6月1日から同月22日まで
病院経営本部	平成17年4月27日から同年5月27日まで
産業労働局	平成17年5月13日から同年6月21日まで
中央卸売市場	平成17年1月14日から同年2月14日まで
新銀行設立本部	平成17年6月9日
建設局	平成17年2月9日から同年3月3日まで
港湾局	平成17年4月14日から同月28日まで
出納長室	平成17年6月6日、7日及び8日
東京消防庁	平成17年1月27日から同年2月8日まで
交通局	平成17年4月11日から同年5月20日まで
水道局	平成17年2月16日から同年3月18日まで
下水道局	平成17年1月14日から同年2月14日まで
教育庁	平成17年5月9日から同月26日まで (ただし、大島高等学校及び大島南高等学校は平成17年7月7日)
警視庁	平成17年4月18日から同月27日まで (ただし、大島警察署は平成17年7月4日、新島警察署は同月5日)
選挙管理委員会事務局	平成17年2月28日
人事委員会事務局	平成17年3月23日及び24日
監査事務局	平成17年3月8日及び9日
労働委員会事務局	平成17年3月7日
収用委員会事務局	平成17年3月1日
議会局	平成17年4月21日及び22日

<別表2> 監査実施箇所一覧

局名	本 庁	事 業 所
知 事 本 局	秘書部、政策部、企画調整部	—————
総 務 局	総務部、行政改革推進室、IT推進室、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、勤労部、法務部、統計部、人権部	公文書館、職員研修所、大島支庁
大 学 管 理 本 部	管理部	—————
財 務 局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	—————
主 税 局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、府中・小平各都税支所、自動車税総合事務所、練馬・八王子各自動車税事務所
生 活 文 化 局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	消費生活総合センター、計量検定所
都 市 整 備 局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部	第一・第二各区画整理事務所、再開発事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部・南部・北部各住宅建設事務所
環 境 局	総務部、都市地球環境部、環境改善部、自動車公害対策部、自然環境部、廃棄物対策部	環境科学研究所、多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所
福 祉 保 健 局	総務部、指導監察室、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全室	広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門学校、八王子・多摩立川・南多摩各保健所、板橋・東村山各ナーシングホーム、板橋・東村山各老人ホーム、老人医療センター、萩山実務学校、誠明学園、児童会館、児童相談センター、墨田・品川各児童相談所、心身障害者福祉センター、障害者福祉会館、生活実習センター、立川福祉作業所、北療

局名	本 庁	事 業 所
( 福 祉 保 健 局 )		育医療センター、府中療育センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター、健康安全研究センター、動物愛護相談センター、島しょ保健所大島出張所
病 院 経 営 本 部	経営企画部、サービス推進部	広尾・大塚・駒込・豊島・荏原・墨東・府中・神経・清瀬小児・八王子小児・松沢・梅ヶ丘各病院
産 業 労 働 局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	労働相談情報センター亀戸・国分寺各事務所、品川・板橋・立川・亀戸・王子・高年齢者・武蔵野・飯田橋各技術専門校、飯田橋技術専門校有明分校、東京障害者職業能力開発校、産業技術研究所、島しょ農林水産総合センター、農業振興・森林各事務所、家畜保健衛生所
中 央 卸 売 市 場	管理部、事業部	築地・食肉・大田・豊島・淀橋・足立・板橋・世田谷・北足立・多摩ニュータウン・葛西各市場
新 銀 行 設 立 本 部	新銀行設立本部	—————
建 設 局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、公園緑地部、河川部	第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部・新交通各建設事務所、奥多摩出張所、土木技術研究所、東部公園緑地事務所、西部公園緑地事務所、恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園、江東治水事務所
港 湾 局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	東京港管理事務所、東京港防災事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所
出 納 長 室	出納長室	—————

局名 監査実施箇所	本 庁	事 業 所
東 京 消 防 庁	総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、指導広報部、装備部	消防学校、消防科学研究所、第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、麴町・日本橋・麻布・荏原・田園調布・世田谷・牛込・野方・王子・滝野川・光が丘・浅草・足立・本所・城東・府中・小平・狛江・日野・多摩各消防署
交 通 局	総務部、職員部、資産運用部、自動車部、電車部、車両電気部、建設工務部	荒川電車営業所、運輸指令所、五反田・新橋・日比谷・巣鴨・馬喰・市ヶ谷・都庁前・大門・上野御徒町各駅務管理所、西馬込、高島平・大島・清澄各乗務管理所、品川・渋谷・小滝橋・早稲田・大塚・巣鴨・北・千住・南千住・江東・江戸川・深川各自動車営業所、馬込・志村・大島・木場各車両検修場、電気指令管理所、浅草線・三田線・新宿線・大江戸線各電気管理所、発電事務所、工務事務所、馬込・志村・大島・木場各保線管理所、研修所
水 道 局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部 ＜多摩水道改革推進本部＞ 調整部、施設部	中央・東部第一・東部第二・西部・南部第一・南部第二・北部各支所、千代田・港・豊島・墨田・江東・江戸川南・荒川・足立東・足立西・中野・大田北・大田南・世田谷西・世田谷東・目黒・練馬東・板橋北・北各営業所、多摩ニュータウン水道事務所、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、村山山口・小河内各貯水池管理事務所、東村山・玉川・金町・朝霞各浄水管理事務所、三園・砧・長沢・三郷・小作・境各浄水場、西部・東部各建設事務所、水道特別作業隊

局名 監査実施箇所	本 庁	事 業 所
下 水 道 局	総務部、職員部、経理部、業務部、計画調整部、施設管理部、建設部 <流域下水道本部> 管理部、技術部	中部・北部第一・北部第二・東部第一・東部第二・西部第一・西部第二・南部各管理事務所、森ヶ崎・芝浦・三河島・中川・みやぎ・砂町・有明・小菅・葛西・落合・新河岸・北多摩一号・北多摩二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター、中部・南部・北部各建設事務所、南部スラッジプラント
教 育 庁	総務部、学務部、人事部、福利厚生部、指導部、生涯学習スポーツ部	多摩教育事務所、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、日比谷・三田・大崎・八潮・小山台・大森・蒲田・つばさ総合・芝商業・目黒・広尾・松原・芦花・第一商業・芸術・国際・武蔵丘・井草・四谷商業・農芸・竹早・向丘・工芸・日本橋・江北・足立西・晴海総合・上野忍岡・蔵前工業・水元・深川・東・葛西南・紅葉川・葛飾商業・深川商業・向丘工業・片倉・八王子東・八王子北・拝島・東大和・多摩工業・瑞穂農芸・保谷・久留米西、清瀬東・小平南・三鷹・神代・調布南・大島・大島南各高等学校、文京・八王子各盲学校、小平・青鳥・八王子・墨田・葛飾・田無・南大沢学園・久留米各養護学校、大島出張所
警 視 庁	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	丸の内・築地・赤坂・品川・田園調布・成城・代々木・新宿・戸塚・駒込・目白・上野・南千住・荒川・深川・亀有・昭島・立川・武蔵野・五日市・高尾・町田・多摩中央・高島平・大島・新島各警察署
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	_____
人事委員会事務局	任用公平部、試験室	_____

局名	本 庁	事 業 所
監 査 事 務 局	監査事務局	_____
労 働 委 員 会 事 務 局	労働委員会事務局	_____
収 用 委 員 会 事 務 局	収用委員会事務局	_____
議 会 局	管理部、議事部、調査部	_____

平成17年度  
登録第7号

平成17年各会計定例監査（平成16年度執行分）報告書

平成17年9月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課  
新宿区西新宿二丁目8番1号  
電 話 03（5321）1111（代）  
都庁内線55-531  
03（5320）7017（直通）  
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>  
印 刷 秀研社印刷株式会社  
電 話 03-3638-1411（代）

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。